

第 1 回令和元年台風 15 号等災害対応検証会議 会議概要

1 日 時 令和元年 11 月 22 日（金）午前 10 時から正午

2 場 所 県庁本庁舎 5 階 特別会議室

3 出席者

【委員】

吉井博明 座長（東京経済大学名誉教授：災害危機管理全般）、
大澤克之助 委員（株式会社千葉日報社代表取締役社長：報道機関）、
坪木和久 委員（名古屋大学宇宙地球環境研究所教授：気象）、
山根康夫 委員（千葉県市長会事務局長・千葉県町村会常務理事：市町村連携）

【県】

今泉総務部長、清水総務部次長、富沢行政改革推進課長、池本副課長、酒井特別監察室長、
岡本防災危機管理部長、萬谷防災危機管理部次長、櫻井防災政策課長、内山政策室長、
旭危機管理課長、荒井災害・危機対策監、室田災害対策室長

4 座長選出

【山根委員】

災害対応について専門家であり、経験豊富な吉井先生にお願いしたらどうか。

【各委員】

異議なし。

【吉井座長あいさつ】

災害対策については、40 年近く研究していて、防災体制、防災対応、避難等の様々な研究をしている。その中でも、今回の 15 号、19 号、その後の大雨というのは、極めて特殊な、3 つ連続で大きな災害が起きるということは、今までおそらくなかったことである。

また、千葉県という、これまであまり大きな災害がないところで起きたということで、様々な問題点が挙がったと思います。これを一つの教訓として、今後予想される様々な災害にしっかりと備えられるように、県の防災力をどう高めたらいいのか、その辺を視野に入れた検証会議をしたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【吉井座長（職務代理者の指名）】

できれば経験豊富で自治体の防災対応についても明るい重川委員にお願いしたいと思う。

5 議 題

（1）検証の進め方について

【行政改革推進課長から資料 1 に沿って説明】

【大澤委員】

概ね良いと思う。市町村からの意見は別か。

【行政改革推進課長】

今後、アンケートやヒアリングを通じて確認していく。

【山根委員】

千葉県市長会、町村会の立場として、市町村の声をよく聞くということで、検証会議が終わったら、市町村へのアンケート、場合によってはヒアリングを、必ず実行してほしい。

この会議が終わったら、来週以降、準備が整った段階で実行していただきたい。

【行政改革推進課長】

検証会議で進め方や検証分野などについて、意見をいただいた上で、その内容を確認すべく、市町村に速やかにアンケートを実施したいと考えている。

【坪木委員】

視点の点で、1点欠けているのではないかと思います。災害は外力があって、それに対してどれくらい対応できるか。外力がどのようなものであったかを常に考えながら、それに対する対応を検証していく必要がある。この検証会議は将来につないでいくものであると思うので、将来起こりうる外力に対して、どのように対応していけるかという視点が、将来に対する重要な情報になってくる。外力がどのようなものであったかという視点を常に持って、この3点について検証していくことで、より良いものとなる。

【行政改革推進課長】

承知した。その点も反映させた検証内容になるようにしていきたいと考えている。

【吉井座長】

地震の場合は、千葉県も被害想定されたかと思うが、台風とか豪雨に関する想定やそれにどう対応するのかについては、行ったことがありますか。

【防災危機管理部長】

地震については、被害想定をやっているわけですが、台風については、今までも含めてやっていなかった。

【坪木委員】

その先には想定があると思う。台風に関して、対応を考えていなかったということか。

【防災危機管理部長】

台風の場合にどういう被害が出そうか、というところまでの被害想定、地震の場合と違って、想定を作っていない。

【坪木委員】

今回の15号、関東地方に上陸した台風としては、最大級の台風でしたので、今回の一つの教訓として、今後、より強い台風が上陸することに対応できる体制を構築していただくと良いと思う。

【吉井座長】

私も同じ意見で、危機管理の一番のスタートは想定です。どういう想定をして、対策をするか、地震の場合は、既往最大であるとか、最大クラスとか言っていますが、台風、豪雨の場合はどういう想定をして、対策を検討していくか、ということです。今回の規模は、最大クラスですから、既往最大であれ

ば今回のものを想定する、でももっと大きなものが来るということであれば、もっと大きな台風、豪雨を想定したうえで、対策を練っていかなければならない。対策を練る時には、被害を見なければいけない。今回のような被害が想定されるとなれば、それに対してどうだったのか。そういうことも視野に入れる。

【坪木委員】

まったくその通りです。さらに言えば、15、19、21号と連続して来た。21号で大きな災害が出たが、単独の台風の被害というよりは、そこまでの履歴があった上での被害と考えていて、つまり、個々の台風の想定、プラスとして、連続する場合まで考えた対策が重要である。今回の災害はそういうことを示していると私は考えている。

【吉井座長】

そういう意味では、検証の視点の4番目に今後考えていかなければならない対策、その中に外力の想定が入ってくるし、それに伴う被害の想定が入ってくる。

今日欠席の紅谷委員のコメントを見ると、4番に(1)から(3)を踏まえて「千葉県において今後どのような改善、取組を進めていくべきか」追加した方が良いのではないか、御意見をいただいております。私もその通りだと思う。目的には書いてあるが、検証の視点には書いていないので、追加した方が良いと思う。

それでは、検証の進め方については、いただいた意見を事務局の方で取りまとめていただき、次回進めていきたいと思う。

(2) 台風15号等への対応に関する検証について

【行政改革推進課長から資料3、4に沿って説明】

ア 災害対応体制、本部設置に係る対応

【山根委員】

9月10日に第一配備体制、配備指令伝達未実施、こういうことが起きてしまうのか、本当に初步的な部分で、災害対応、一番大切な部分を失念しているのかと思う。大きな理由は書いてあるのかもしれないが、現行の組織体制などの見直しについて必要があると感じた。

本部設置が9月10日9時と記述されているが、事務局は防災危機管理部の職員だけで対応と、私の中では、信じられない感じである。なぜそうなったのか確認したい。

8月30日から9月5日の防災週間において、毎年大規模な合同防災訓練が行われており、非常に貴重な訓練だと思う。また、県でも、やられていると思うが、災害対策本部運営訓練については、もう一度真剣に、県庁の危機管理の要になるので、リフレインするぐらいの形でやるべきではなかったかと、この記述を見て強く感じた。

【吉井座長】

第一配備体制になるはずだったが、実際ならなかった。なぜなのか。

【防災危機管理部次長】

一言でいえば、状況認識が甘かった。理由は、分析に書いてあるが、背景には、当初の体制でできる

のではない。実際には9日からすでにその体制で各関係機関との調整を事務局として進めていた。当初は明確ではなかったが、電力復旧が比較的早く進むのではない、そういう認識にとらわれたというのが、心理的な背景にあった。そういったことを心の中で持ってしまうということ自体が、反省である。

【大澤委員】

認識が甘かったということですが、台風15号は気象庁が警戒を呼び掛けていたが、その中で認識が甘かったのはなぜか、もう一度伺いたい。

定めに従ったものではなかった、マニュアルどおりの動きができなかったのはなぜか。

被災市町村とどういう情報のやり取りが早い段階であったのか、どんな支援要請があったのか。

【防災危機管理部次長】

気象情報は、紙でもらっていたが、記者会見を見落としていた。その時に、危機管理センターではなく、別室の次長席にいて、離れたところにいた。危機管理センターへのフォローも足りなかった。

【吉井座長】

9月8日に気象庁が臨時で緊急の会見をして、それを見ると、かなりの被害が出そう、風による被害についても、かなり起こりそうな見解を出していた。それを次長は見られなかったが、部の職員の誰かが見て、こういう状況だという説明はなかったのか。

【防災危機管理部次長】

それはなかった。

【坪木委員】

気象の専門家として、どういう状況だったか説明する。今回の台風は特殊な台風であったと思う。3点特殊性がある。1点目は、台風発生が北緯20度を超えている。非常に緯度が高いところで発生して、短時間で本土に上陸している。2点目は、最大強度が上陸直前になった。通常、台風は本土に接近すると、勢力は弱まるが、最大発達、最大強度、中心気圧が一番低い気圧に達したのが、上陸直前であった。3点目は規模が小さかった。規模が小さいにも関わらず、台風の目の周辺に暴風域が、つまり、暴風域が非常に局所的であった。さらに言えば、なぜ暴風が吹いたか、今の段階で分かっていないのが、気象学の立場から言えることである。台風の目の壁雲の周辺、進行方向の右手側は風が強いのはわかっているが、それだけでは説明できないような暴風だったのではないかなと思う。そういう暴風が吹いたわけだが、上陸直前に最大強度に達したというのは、伊豆大島の真上を通過するところで、(台風の)目の壁雲がドーナツ状になって、その状態で上陸した。驚くべきことである。通常、南の海上、遠方でそういったことが起きるが、これから上陸するぞという時は、たいてい(台風の)目の壁雲が崩れていく。この台風15号は、逆に(台風の)目の壁雲が非常にはっきりしたドーナツ状であった。そういう意味で、このような暴風が突然発生したに近いようなものであった。暴風の局所性で、千葉県と東京都を比べるとはっきりしている。千葉県は非常に大きな災害であった。一方で東京、神奈川はほとんどなく、羽田空港にはありましたが、基本的にはそんなに大きくなかった。この違いは、暴風の局所性を表している。もう1点重要な点は、風災害というのは、風速がだんだん増えていくと、それに比例して大きくなっていくものではなく、ある風速に達した時に、急激に大きくなる。そういう性質があって、千葉県側がそういう風速に達していた。一方で東京、神奈川側はそれよりもわずかに低かった。

【吉井座長】

坪木委員の見方だと、かなり特異な台風だったので、想定外的な色彩もある。そういうことか。

【坪木委員】

災害の発生を予測するのは難しい台風だったと言える。非常に局所的なところが難しかったのではないかな。

【吉井座長】

進路も少しずれた。最初、東京が直撃される感じだったが、少し東にずれた。

【坪木委員】

最初、伊豆半島付近に上陸するような予測だったんですけど、東京湾の真上を通った。もう少し、50kmくらい西にずれていたら、千葉県で起こったことが、東京都で起こった。被害を予測する難しさがこの台風にはあった。過去 69 年間で、関東地方に上陸した台風としては、最強クラスであった。台風による強風災害はこれまで経験がなかったというバックグラウンドがあった。

【大澤委員】

資料 2 の 9 月 8 日によると、気象庁の発表資料として、記録的な暴風になるおそれがありますと書いてある。特殊要因で、警戒が必要なかったということか。

【坪木委員】

必要なかったとは言わないが、気象庁は基本的にこのように書く。一段上の、建物が壊れるかどうか。昨年の 21 号が大阪に大きな被害をもたらしたが、そのようなことが起こるのかどうかを予測することは非常に難しい。

それは、経験がないから。特に関東地方は、上陸する台風は最大で 960hPa。狩野川台風があったが、上陸は 960hPa。15 号は上陸直前で 955hPa。それぐらいの勢力であった。最終的に東京湾を通ったので、千葉県に上陸したが、わずかにずれていたら、神奈川県だった。どこに上陸したというよりは、東京湾に入る直前の勢力が最大だった。

もう一つ、房総半島は、太平洋に突き出しているので、非常に限られた観測地点しかなくて、どれぐらいの風が吹いている台風だったのか、直接知ることが難しかった。

【吉井座長】

基準が曖昧だったからマニュアルどおりできなかった側面と、基準はあったけれど、その通りやらなかったことがあった。危機管理では臨機応変は必要だけでも、基準通りやらなくて、しかも強い方でなく、弱い方になってしまった。その理由は、さきほどの説明だと、被害を甘く見た、それが原因だったということで良いか。

【防災危機管理部長】

事務局の体制として、途中から人員を入れて強化することについては、最初は、停電の対応をする必要性があり、週半ばくらいに復旧できそうな見込みがあったことや、職員への連絡については、地震の場合は震度により自動で送られるということなので、最近では震度 5 弱以上になると災害警戒体制以上となる。風水害では、そういうことができなかったことがあり、これまで担当課の方で頑張っていたということがあります。

【吉井座長】

訓練の話もあったが。

【防災危機管理部次長】

最近の訓練は地震を中心にした訓練であり、地震対策が中心になるという思いがあった。

【吉井座長】

9月9日の16時30分に本部会議開催を決めた。それで（実際の本部設置と会議開催を）翌日にした。たぶんこれ、危機感がなかったので、すぐに本部設置しなくても良いだろうという判断だと思う。この16時30分が災害対策本部を設置する意思決定だと思うが、きっかけは何だったのか。なぜ翌日まで開催を延ばしたのか。

【防災危機管理部長】

8ページにあるが、病院、福祉施設等の電力・水が必要で、知事に報告する中、最優先で進めるように、指示をいただく中で、16時半に知事の方から災害対策本部会議を開くという指示をいただいて、10日の開催となったが、その時点で災害対策本部設置と判断して、私の方から進言・要請をすれば良かった。

【吉井座長】

停電・断水しか被害は頭になかったのか。

【防災危機管理部長】

まずはその対応に関係部局と進めていた。確かに市町村が停電対応に追われている中で、住宅被害等が把握できていなかったことは、後で思えば、そういうことだったと思う。夕方時点では、200棟程度であった。

【吉井座長】

他の県では、警戒本部を立ち上げて、事態が深刻になれば災害対策本部を立ち上げる。いきなり災害対策本部ではなく、警戒本部で体制を強化し、情報収集をして事態が深刻になったと判断すれば災对本部に移行する。千葉県の場合は応急対策本部を設置することもできるし、体制を強化するため警戒体制にあげることもできる。体制と本部設置に柔軟な関係(独立性)を持たせている。応急対策本部を設置しなかった理由は何か。

【防災危機管理部長】

関係部局としては重なる部分もある。

【吉井座長】

業務分掌で、防災危機管理部はかなり忙しくて、ドタバタしていたと思うが、そこでやる仕事と、停電・断水に伴う仕事と両方やるのか。ほとんどすべての災害対策をやる事務分掌になっているのか。

【防災危機管理部長】

防災危機管理部、災害対策本部、事務局の中で全部やるのではなく、例えば、断水であれば水政課等でやることになるし、病院・社会福祉施設であれば、健康福祉部で情報を取りながら、電源車を派遣するとか、災害対策本部を通じて東電と調整しながら、東電もリエゾンを派遣していただきながら、調整した。

【吉井座長】

調整の作業が膨大で、防災部門がパンク状態にはなっていなかったか。

【防災危機管理部長】

やり取りを含めて調整の中でそのような状態になっていたと思う。

【吉井座長】

それにもかかわらず、警戒体制まではいかなかったとか、災害対策本部を作ったけど、第一配備しな

かったとか、そこが理解できない。

【防災危機管理部長】

警戒体制は台風が接近しているときの段階であり、気象庁の発表で、早期にそういう体制をとるべきであった。危機感が薄かったと言わざるをえない。災害対策本部が設置されてからは、事務局の中だけで調整するわけではなく、病院・福祉施設・水道事業体から情報があがって、電力会社、自衛隊への要請を事務局で調整していた。

【大澤委員】

被災市町村とどういった情報のやりとりをしたか。（再質問）

【災害対策室長】

市町村から 9 日の段階から物資が必要であるとか、情報をいただいている、物資提供の手続きを進めていた。

【吉井座長】

南房総市、鋸南町の方から、被害は出ているが、詳細はわからない。被災が起きたとき、だいたい第一報はそうなるが、突っ込んで、情報収集とか対応はしたのか。

【災害対策室長】

9 日に南房総市から電話があったかは確認がとれていないが、電話をいただいて、そのような話があった場合は、我々の方から、状況を確認することと、被害の状況を掴むに当たっては、防災情報システムに入力していただけないかという話をしている。

イ 情報収集

【山根委員】

県として何らかのエビデンスがあるのかもしれないが、「何らかの方法で市町村と連絡を取れる状態」だったという認識には違和感がある。

市町村側からすれば、県との通信は、途絶した状態であったといえる。

リエゾン派遣については、いすみ市を皮切りに各市町村に派遣をしている。確かに、いすみ市も被害が大きかったが、災害対策本部を一早く設置していた安房地域の市町村への派遣を優先するべきではなかったのか。

被害状況が分からなかったということもあるのだろうが、地域振興事務所の職員の動き出しも遅かったと感じる。

【吉井座長】

通信の状況を調べてもらう必要がある。使えるはずの通信手段もあったはずである。市町村の側に問題があったのかもしれないし、県の側に問題があったのかもしれない。実態をしっかりと把握する必要がある。

併せて、市町村と県がどのようなやりとりをしていたのか実態を把握する必要がある。災害時に、連絡を受けた側において「どのような連絡を受けたか」分からなくなることが多々ある。

【坪木委員】

県の体制は、情報があって初めて行動を起こす、という仕組みになっているが、それが、行動を難しくしているのではないか。台風 15 号では、市町村が県に報告をすることができない状態であった。今

後を考えると、県に情報が無い状態でも動けるようにしておく必要があるのではないか。

台風 19 号の際に、あらかじめ職員を派遣したことは、素晴らしい対応であったと思う。

【大澤委員】

現段階では、防災情報システム以外に連絡をとる仕組みがないということなのか。警察・消防や、民間企業、教員等の県職員から広く情報をとれるようにしてもよいのではないか。それができていれば、初期段階で被害の状況を低く見誤ることはなかったのではないか。

【災害対策室長】

警察、消防からは被害の情報が入っているが、民間の方から情報を得るようなシステムはない。警察、消防からの情報は、「どこに出動した」という情報である。警察、消防から情報を得た後に、市町村に連絡をして状況の確認をしている。

【防災危機管理部長】

防災情報システムだけでは情報収集を充分にできないということもあるので、今後は早い段階で県職員を被災市町村に派遣するなどして早期の情報収集に努めていきたい。

【吉井座長】

大災害のときには、被害の大きいところからの情報は入らないのが当たり前である。そのためには、定性的な情報を集めることが必要である。防災情報システムは数だけであり、これに依存するのはダメである。

定性的な情報については、まずは電話等で集め、次にヘリやリエゾンを使って集める。リエゾンの派遣が遅れたことが、一番致命的であった。

【坪木委員】

1 人 1 人のスマホの情報や、この地域は通信が途絶しているといったことは（通信）キャリアがわかっているので、システム的に活用することも検討したらどうか。

【吉井座長】

消防団等がスマホで撮影したものを市の災害対策本部で集約して県に送るという仕組みをとっている県もあるが、千葉県ではやっていないのか。

【防災危機管理部長】

千葉県ではやっていない。

ウ 知事（本部長）の動き

【坪木委員】

台風に関わる気象情報を解釈することは難しく、気象に関する高度な知識をもって情報判断をする必要がある。台風についての情報判断をするために、県ではどのような体制をとっているのか。

【災害対策室長】

通年で、気象台の職員が県に派遣されており、銚子気象台等からの情報を入れてもらうなどして対応にあたっている。

【大澤委員】

秘書課を通して知事に報告したとのことだが、防災危機管理部の事務方のトップから知事に対し、直接に報告をすることはできないのか。直接に報告をした方が、より知事に伝わるのではないか。

【防災危機管理部長】

直接に報告をすることはできる。

【吉井座長】

通常の業務においても、秘書課を通すことになっているのか。

【総務部長】

通常の業務について言えば、各部長は、知事の携帯電話に直接に連絡を入れられるようになっている。普通は、知事が庁舎等にいるため、知事に携帯電話をかけることはない。

【防災危機管理部長】

台風 15 号の対応において、防災危機管理部長が直接知事に電話を掛けたということはない。

【吉井座長】

9 月 9 日の知事からの指示は、どのような形で行われたのか。

【防災危機管理部長】

秘書課を通じて、口頭で指示を受けた。

【山根委員】

度重なる災害を踏まえ、全国市長会では、市長同士のホットラインを形成している。「知事に連絡したくてもできない」という声もあるので、可能であれば、「知事と市町村長」又は「副知事と市町村長・副市町村長」のホットラインの形成を今後の課題として検討してほしい。

【吉井座長】

本部設置時点で知事は、庁内でしっかり指示をしてほしいと思う。プライベートで出かけたことは、批判されてもやむを得ない。事務方は、本部長（知事）に緊迫した状況を伝え、庁内で重要な意思決定をしてもらう態勢をとるべきであった。

「知事の不在時に、誰が指揮をとっていたのか。副知事か。」「知事の不在時に、副知事が重要な意思決定をすることがあったのか。」その辺りのことを調べることにより、知事がいなかったことによるマイナスの部分に分かるはずだ。

資料を見る限り、知事は、必要な指示を出し、最低限の仕事をしていたと思うが、本当はもっとリーダーシップをとってほしかった。

知事が積極的な対応をとるために、補佐する人間が知事に対し進言することが必要であった。それが出来なかったことは、結局、被害の認識が甘かったということに起因するのではないか。

【防災危機管理部長】

9 月 10 日に災害対策本部が設置されているので、本部長（知事）に対し、必要な情報は入っていた。

災害対策本部の事務局を危機管理センターに置いているが、同センター内に本部長（知事）が常駐する場所がないという、場所的な問題はあったかもしれない。

【坪木委員】

風水害で災害対策本部が自動設置されないのは、なぜなのか。避難指示をレベルで示すことも始まっており、それを活用することも検討してよいのではないか。

【防災危機管理部長】

地震では一定の震度で災害対策本部を自動設置するが、風水害では震度のような（自動設置するための）分かりやすい指標がない。

現行において、風水害による災害対策本部の設置基準は、「災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれ」という判断しづらい設置基準となっている。当該設置基準については、他の都道府県の設置基準等も参考にして、分かりやすい基準となるよう検討していきたい。

【吉井座長】

災害救助法の適用対象となる災害の程度として、(災害救助法施行令で) 1号から4号まで定められている。4号は、住家の滅失数によらず、同法を適用できる規定となっており、それを知っていれば柔軟に災害対策本部を設置できたはずである。結局は、「災害対策本部を設置しなければならない」という切迫感がなかったことが、一番の問題であった。

エ 物資支援

【山根委員】

搬送手段を県が手配できず、被災市町村がブルーシート等の支援物資を取りに行くということがあった。

「取りに来い」ということだけが独り歩きした面があり、トラック協会等とのやりとりの中で搬送手段を確保できなかったという事情を聞けば理解できるが、今後は搬送手段の確保等、被災市町村に寄り添って対応してほしい。

都市部の市町村ではブルーシート等の備蓄が余っていたという実態もあったので、市町村や県の備蓄状況が分かるようなシステムにして、「支援できる側(市町村)」と「支援が必要な側(市町村)」のマッチングを県との連携により被災初期より行える仕組みを構築してはどうか。

【大澤委員】

プッシュ型には一長一短があるが、被災市町村からの要請があって初めて動くということが染みついているように感じるので、市町村に積極的に聞くようなことをしてほしい。

被災市町村が混乱していて、民間の方からの支援の提供をさばききれずに断った事例があったと聞いている。県で窓口を作って、民間の方からの善意の物資を県が配分をすることはできないか。

【防災危機管理部長】

市町村からの情報を待っているだけでなく、リエゾンを派遣して情報をとりに行くようにしたい。プッシュ型支援は課題もあるので研究していきたい。

【坪木委員】

県は全体を見るということで現在のような規定になっていると思うが、「災害弱者に対し、どのような状況下であってもこれだけは支援する」という視点があってもいいかと思う。

【吉井座長】

「被災市町村からいつどのような要請があり、いつどのように対応したのか」という実態をもう少し知りたい。(会議) 資料からだけでは十分に分からない。

どこにボトルネックがあったのか。トラックの搬送がうまくいかなかったということだが、これは搬送する物によっても異なる。

トラックの搬送に係る協定を見直せばよいのか、県と市がともに訓練をすればよいのか、情報通信に問題があるのか、どこにボトルネックがあったのか分析しなければ、必要な対策がとれない。

県の規定では、プッシュ型は激甚災害の場合に限るとしているようだが、その判断をするために被災

の規模を把握する必要がある。

そのうえで、県の備蓄だけでは足りない場合があるので、国、他の都道府県など、広域の物資の状況をリストとして把握し、対応しなければいけない。県は、プッシュ型を実施するための準備ができていなかったのではないかな。

**オ 人的支援（業務支援）、医療救護、社会福祉施設への支援、ライフライン（水道供給）、
風害・水害対策（公共土木施設等）、その他（大規模停電への対応等）**

【吉井座長】

以降は、次回までにコメントを事務局に提出する。

欠席委員からの意見もあると思うので、今回は今日の分も含めて実施する。

第2回令和元年台風15号等災害対応検証会議 会議概要

1 日 時 令和元年12月20日（金）午前9時半から正午

2 場 所 県庁本庁舎5階 特別会議室

3 出席者

【委員】

吉井博明 座長（東京経済大学名誉教授：災害危機管理全般）、

大澤克之助 委員（株式会社千葉日報社代表取締役社長：報道機関）、

坪木和久 委員（名古屋大学宇宙地球環境研究所教授：気象）、

紅谷昇平 委員（兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科准教授：災害対応マネジメント）、

山根康夫 委員（千葉県市長会事務局長・千葉県町村会常務理事：市町村連携）

【県】

清水総務部次長、富沢行政改革推進課長、池本副課長、

岡本防災危機管理部長、萬谷防災危機管理部次長、櫻井防災政策課長、内山政策室長、

旭危機管理課長、荒井災害・危機対策監、室田災害対策室長

4 議 題

（1）台風15号等への対応に関する検証について

【資料4に沿って行政改革推進課長から説明】

ア 災害対応体制、本部設置に係る対応

【紅谷委員】

台風15号に関しては、停電被害が大きいことを理由として、災害救助法の4号適用*であるとか、災害対策本部設置を決められたかどうかというのは、大きなポイントだと思う。客観的な基準を決めるのはもちろんであるが、それ以外でも、県民に大きな影響がある場合には、災害対策本部を設置できるようにしていただきたい。

*災害救助法施行令第1条第1項第4号

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準（災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること）に該当すること。

【吉井座長】

4号基準の適用については、あまり考えていなかったのか。

【防災危機管理部長】

今回、12日に災害救助法の4号を適用したが、それは停電が3日長引いたので、4号に当たるとした。9日の時点で、停電が朝から続いていたが、すぐにこれに当たるとは考えなかった。

【吉井座長】

今後は、4号を適用することも含めて、早期の災害対策本部設置も考えようということか。

【防災危機管理部長】

災害救助法1号から3号までは家屋の相当の倒壊戸数が必要だが、それが当てはまるかどうかも含めて検討する必要があると考えている。

【紅谷委員】

昨年の災害でいうと、停電がひどかった台風21号でも、兵庫県も大阪府も災害救助法適用や災害対策本部設置はやっていなかった。しかし、北海道胆振東部地震で、北海道全域が停電になったということで、北海道庁は全域に災害救助法を適用した。この北海道胆振東部地震が停電も大きな災害ということで災害救助法を適用しても良い、という一つの前例だと思う。今回、停電ですぐに意思決定できなかったのは、ある程度仕方ないところもあると思う。前例が少ないので、難しい。

【坪木委員】

配備基準について、客観的なものにするようになったのは、良いと思う。気になったのは、配備基準について、気象特別警報、河川氾濫情報と限定的なことが書いてあるが、これはどうしてか。

【防災危機管理部長】

警戒体制については、台風が暴風域に入ることが見込まれるときで、知事が必要と認めるとき、とあるが、暴風域に入る確率が2、3日前から気象情報の中で、何%というのが出てくるので、例えば、70%以上出た場合に自動配備を考えたいと思う。さらにその上の特別警報、河川の氾濫情報も併せて検討していく。2つを併せて検討していく。

【坪木委員】

特別警報、河川の氾濫情報は、警戒レベル5に相当し、レベルが高すぎるのではないか。警戒レベル3のあたりで判断する必要があると思う。特別警報、氾濫情報でない方が良いと思う。

【吉井座長】

災害対策本部は特にそうで、特別警報はもう災害が起きている可能性が高い。河川氾濫情報も、氾濫しているわけだから、被害が出ている可能性があって、これで警戒体制となると、遅いのではないかと思う。災害対策本部は、遅くとも、特別警報、氾濫情報出たら設置しなければいけないと思う。私もそう思う。

【大澤委員】

訓練全般ということで、大規模風水害の要素を取り込んだ訓練は結構だと思うが、第1回の会議後に、鋸南町・南房総市を視察・ヒアリングし、南房総市から、県を含めた訓練が必要であると担当者が言っていた。この大規模風水害訓練は市町村と合同も含まれているか。

【防災危機管理部長】

地域振興事務所の活用を強化していかないといけないと思っており、地域に密着している地域振興事務所と市町村の連携をとるための訓練を今後考えていきたいと思っている。

【紅谷委員】

災害対策本部は、県民に被害が出て、被災者支援を県庁全体でやらなければならない場合の体制であって、被害の出る前の様々な情報を市町村へ伝える段階では、災害対策本部の設置まで至らなくても応急対策本部でできることだと思う。災害対策本部の設置基準を下げればいいというものでもなくて、災害対策本部とはこのような性格のものだ、応急対策本部はこういうものだ、災害警戒体制はこういうものだ、としっかり役割を決めて、適切な段階で、適切に対応する。

あらかじめ定められた基準以外でも、県民に支援が必要であれば、災害対策本部にするべきであるし、たとえ、特別警報級の台風が来ても、県民に被害が出ていないのであれば、災害対策本部体制にしなくても良い場合もあると思う。客観基準を設けるのは、判断に迷いが無い点では良いと思うが、災害対策本部を自動設置しても、中の体制が本当に整っているかということ、自動設置なので、「災害対策本部を設置しました」というメディア向けのエクスキューズになってしまうところもあるので、実効性のある基準と体制を検討してほしい。

【吉井座長】

地震のときは震度で自動設置にした。その背景には、宮城県で地震があったときに、設置が遅れた。だから、自動設置にしよう。形式的だけで、体制が整ってない。今、紅谷委員が言われたのは、まさにその点で、実効性がないと、形式だけではだめですよ。あまり客観基準だけに依存していると、難しいところがある。曖昧にすると、誰が判断するかとなる。相当被害が出ているのか。出そうなのか判断しなければいけない。そこが難しい。客観基準を設けても、基準に合わなくても設置しなければいけないケースが出てくる。それをどうするかという問題もあるが、

どう考えているか。

【防災危機管理部長】

客観基準が定まっていない、今回遅れたこともあり、ある程度の客観基準を設けた。体制の実効性を持たせることについては、これから検討しなければいけない。

【吉井座長】

警戒体制も同じように客観基準を設けようということか。

【防災危機管理部長】

はい。今までは、気象特別警報の時は自動配備だったが、特別警報は相当な状況になってからなので、もう少し早い段階に客観基準にしようということである。

【坪木委員】

客観基準を設けることは、良いと思うが、付け加えると、基準を常に見直すことを文言として加えると良いと思う。今回の台風 15 号は、千葉県はこれまであまり災害がなかった、経験がないことが起こった。気候変動、温暖化が今後進んでいくわけであるので、こういったことが今後さらに起こっていく可能性がある。基準の見直しは常にやっていく必要がある。

【防災危機管理部長】

柔軟な見直しも併せて検討する。

【吉井座長】

重要な視点だと思う。あと、応急対策本部だが、災害警戒体制を敷くと、そこが応急対策本部になるという理解で良いか。

【防災危機管理部長】

応急対策本部は、情報収集体制、災害警戒体制の中で、必要に応じて敷くとなっていて、情報収集体制、災害警戒体制は配備である。本部は本部設置と二つ分けて考えると、災害警戒体制を敷いた中で、応急対策本部までは設置しなかった例はあるが、災害警戒体制で配備に係る部局については応急対策本部に含まれているので、両方併せて検討したい。

【吉井座長】

災害警戒体制だと、防災危機管理部だけでなく、他の部も動き出すのか。

【防災危機管理部長】

他の部と、出先機関が動き出す。

【吉井座長】

それを全体として束ねていくところが必要で、応急対策本部のような本部を設置した方がやり

やすく、警戒本部をつくって警戒体制を敷くというやり方が一般的だと私は思っているが、そうではなくて、今回は両方設置しなかった。中間的な、情報収集体制と災害対策本部の間をつくるときに、本部をつくって、防災危機管理部だけでなく、他の部も動員して、他の部も指揮できる体制にならないと各部バラバラになってしまうのではないかという危惧がある。これは一緒にした方が良いと思うがどうか。

【防災危機管理部長】

警戒体制の自動配備と併せて応急対策本部の設置については、検討したい。

【吉井座長】

応急対策本部の本部長は、副知事クラスを充てないといけないと思うのが私の意見である。そうでないと、各部の統制をとるのが難しいと思う。

イ 知事（本部長）の動き

【紅谷委員】

知事に関しては、過去の災害でもこのような例は多くて、宮城県北部地震の際には、知事は海外出張中でその時も死者はいなかったので、副知事が戻る必要なしと報告し、海外出張を続けたが、メディアに批判されて急遽戻ってきた事例がある。中越地震は、地震の２日後に、知事選の後で知事が入れ替わるタイミングだった。

知事がどのような場合であっても、災害対応のレベルが落ちることはあってはならない。問題が生じるということであれば、知事というよりも、県庁の体制に問題があった。知事がどういう状況であっても、災害対応のスタンダードな水準が維持できるようにしておくのが基本的な考え方である。その上で知事がいるメリットは、国、外部の方が来た時に、知事が出ることに意味があるし、避難の呼びかけ、県民への呼びかけはトップがやるべきである。

知事でなければできない仕事もある。トップが頑張るかどうかによって、さらなるレベルアップができたかは過去の災害をみても大きなところがある。災害時は、平常時のマニュアル、ルールでは対応できない、特殊な意思決定をしないとイケない場面がたくさん出てくる。その時に知事は決断を下す必要がある。できるだけ公舎に在るべきであった。台風 19 号、21 号、翌日、公務で視察を実施したとあるが、外部の調査団が来るのであれば、県庁に留まった方が良い場合もあるので、すぐに現地に行くか、県庁に留まるかは判断いただきたいと思う。

前回、山根委員からホットラインの話があったが、これは、過去の災害対応でも有効と言われている。被災市町村のトップと知事が携帯電話で話をして、色々なことを決めた事例はたくさん

あるので、私も、知事又は副知事と市町村長とのホットラインは設けていただきたいと思う。

西日本豪雨の際には、愛媛県では、テレビ会議を使って、被災市町村の首長と知事が直接話を
して復旧の方針を話し合った例があるので、トップ同士、平時から良好な関係を築いていただき
たいと思う。

【山根委員】

市町村長の希望として、ホットラインの形成は必要ということで、市長会、町村会でも話があ
る。解決の方向性に記述が入ったことは、評価できると思う。

知事の私的な視察については、東日本大震災の時は有効であったということですが、今後は私
的な視察でなく、公務としての視察とすると記述が変わっているので、実態に即したと思う。

【坪木委員】

気になった点として、被害想定を見誤りというところで、死者がいなくて、一部損壊であった。
事実はそうであるが、バックグラウンドとして、これまで災害がないという点であった。危機意
識は経験によって培われるので、経験がない地域であったのが、そもそもの原因ではないかと思
っている。地球温暖化によって、このような災害が今後多くなっていく。大元の原因が書かれて
いても良いと思う。危機意識が低いことを叩かれていたが、それは生産的ではない。原因が何か、
バックグラウンドが何かをしっかりと認識することが重要である。

【大澤委員】

情報収集体制に問題があるから、トップまで伝わらなかったことだと思う。分野（２）はこれ
で良いと思う。

【吉井座長】

災害対応で、トップがどういう役割を果たさなければいけないか。実態と期待の乖離があった
と思う。色々な事態が想定されて、ボトムアップではうまくいかない。被害情報をしっかり収集
して、実態がわかってから最適な方法をとるのでは遅い。とにかく決断しなければならない。決
断する時に、最悪の事態を考えて決断する。これは事務方がボトムアップであげる方法では難し
い。たとえ空振りしてもいいから、大きな被害が出ている、そういう前提で対策を打つ。その決
断ができるのは知事、知事が不在であれば副知事ということになる。それができなかったのかと
いう期待がある。必ずできるとも言えない。それを支える体制がなければならない。知事もすべ
てのことを知っているわけではない。そうすると、知事の代わりに決断をする。決断をするよう
に進言する。そうすると、副知事クラスの危機管理監を置かないと安心できない。災害を受けた
自治体では、危機管理監を置いて、知事は決断をするが、基本的に危機管理監に任せる。アメリ

カも同じで、知事が任せる人を任命して、その人が言うことは知事が言うこととして対応していく。そうでないと、知事も安心できない。知事もやるのがたくさんあるので危機対応まで行くことは難しいところもある。

また、経験がなかったからの確な対応ができなかったという言い訳は、一般の人の場合に通じるが、県、市町村の危機管理を担当する人の場合は、通じない。経験がなくてもある程度の確な対応ができないといけない。被害をある程度想定できていないといけない。家屋被害 200 棟だったという話も度々出てくるが、一方で、鉄塔が倒れていたり風の被害が出ているなどひどい被害情報がわかっていた。普通、災害初動期には軽い被害しか入ってこない。これは常識であって、これを知らなかった、あるいは、それに基づいて対策をとらなかったことは、もう少し学ばなければならないと思う。200 棟は、初期の周辺地域だけである。一番ひどい地域は把握できていない。しっかり推定した上で対応をとってほしい。

【行政改革推進課長】

危機管理監を副知事クラスとする必要性を補足説明していただけないか。

【吉井座長】

本部を誰かが統括しなければならない。応急対策本部は副知事クラスでやるのが良いが、危機管理監が警戒体制から全体の指揮をとっていく。災害対策本部が設置された後も、全体をみてコントロールしていく必要がある。部長であると、他の部を指揮することが難しい。危機管理は全体を動かすので、幅広いことを知っていて、かつ、地位的にもそのような指揮ができるポジションでないといけないと思う。

【紅谷委員】

国の報告書で、防災監、危機管理監がどのクラスの人が多いか、10 年以上前に出ている。役職に応じて、メリット、デメリットはある。特別職で防災監、危機管理監を最初に置いたのは、兵庫県である。メリットは、吉井座長が言ったとおりである。デメリットは、ポストを高くすると、付けるときに色々な事情が考慮されるようになって、本当に防災に詳しい方が兵庫県の防災監になっているかという、そうでない場合もある。メリット、デメリットはあるので、副知事クラスでないといけないかという、そうでもない。災害が起こった時に副知事クラスというか、上の人が全体調整をやる。その下に防災のことに詳しい人がいて、実務的なことを回していくパターンもある。東日本大震災の岩手県はそれに近い。総務部の下に危機管理の部署があり、総務部長が他の部署との調整をし、その下の自衛隊OBの者が実質的な指揮命令をしていた。防災に詳しい人が発言できる体制をつくっておくことと、防災以外の部の調整をできる人が上にいること

が大切。庁内調整できる人は、下に防災アドバイザーになれる人がいれば必ずしも防災に詳しい人でなくても良い。千葉県として、誰が災害時に各部を調整し、まとめていくか。その人に対してしっかり災害対応のアドバイスをできる人材を置いておく。この二つを満たす体制をとっていただければ良いと思う。

【吉井座長】

その通りだと思う。ただ、副知事クラスとして危機管理監になる人の要件として、キャリアパスがある。どうやってその人を育成していくかというと、色々な部を回って、各部の防災を知っている人を育成していかないと。計画的に育成していかないと、危機管理監は養成できない。現実的にそのような人がいないときには、紅谷委員が言ったような形で、少しポジション下の人で良いが、しっかりアドバイスできる人。意思決定できる人。知事と危機管理監も同じである。ワンランク下にした形でうまくいくかもしれない。やるとしたら、総務部長のところに危機管理監を付けるのも次善の策としてある。

【紅谷委員】

兵庫県も近年は防災監には防災の経験を積んだ人がなっているので、人材育成のサイクルがうまく回って行って、そのような体制になっているのだろう。

【吉井座長】

市町村も危機管理監になって、初めて勉強する人がいて、それでは困る。

【山根委員】

危機管理監の職としては、現在、防災危機管理部危機管理課に課長級の災害・危機対策監が配置されていることを、踏まえていただきたい。

また、千葉県の背景として、防災危機管理部は、総務部にあった。東日本大震災を踏まえて、直後の平成 23 年 4 月に、防災危機管理監という組織が設置され、平成 24 年に防災危機管理部になった。部の位置付けとして、総務部、総合企画部の次に防災危機管理部を配置した歴史がある。

ウ 情報収集

【大澤委員】

ある県内の市長と話す機会があって、市長は、「当市には県職員が多数住んでいる。市の状況は県に伝わっているかと思ったが、伝わっていなかった。私の認識が甘かった。」と反省されていた。県の職員全体で、約 58,000 人（知事部局、企業局、病院局、教育庁、警察本部ほか県費

負担教職員を含む人数) いると思うが、同じ県庁職員ならば、各職員が各地域の状況を然るべき当該課にあげるようなシステムがあっても良いと思う。

【防災危機管理部長】

各地に住む職員からの情報を各課にあげて集約する仕組みはないが、今回、待ちの姿勢になっていたことは大きなことだと思う。人を早めに送らなければいけないということで、台風 19 号の時は急遽やったが、平時から送る職員を指定して、研修をしながら、早い段階でリエゾンとして送って、定性的な情報で良いので送ってもらう。各地に住む職員からの情報の集約も検討していきたいと思う。

【吉井座長】

リエゾン職員は、台風 15 号の時は決まっていたのか。

【防災危機管理部長】

防災関係経験職員のリストは作っていたが、その人達がどこへ行くかまでは決めていなかった。災害が起きた時に、行ける状況を確認して、行ける場合にここに行ってくれと仕組みは作っていた。これからは、平常時から、どこに行くかまでリスト化してやっていきたいと思う。

【吉井座長】

派遣の基準は決まっているのか。

【防災危機管理部長】

具体的な基準はない。

【防災危機管理部次長】

基準というか、防災の経験者をリスト化している。

【災害・危機対策監】

防災部局、住家被害認定の教育を受けた職員、他都道府県に派遣されたことのある職員、全部で約 550 名程度いる。

【吉井座長】

動いていれば良かったということか。

【防災危機管理部次長】

事前にどこへ行くかまでは、決めていなかった。決めていれば、スムーズにいった可能性もある。

【大澤委員】

日本郵政の方と話をしたところ、相当な被害状況は把握していたようである。そのような情報

は生かさないと勿体ない。オートバイで配達しているので、相当な山間地まで入っていける。

J Aも農家のビニールハウス被害を早期に把握していたようである。そういう情報を集約していれば、もっと早い対応ができたのではないかと思う。県と市町村だけではなく、幅広い、公的機関との情報連携のあり方もこれからの課題として検討していただきたい。

【吉井座長】

検討していることはあるか。

【防災危機管理部長】

これから検討していく。

【坪木委員】

ヘリコプターによる情報収集について、「災害対策本部事務局内に情報収集・分析にあたる要員をあらかじめ確定し、配信される映像等を活用し、被害状況の解明を図る。」とあり、これは、理想的だが、なかなか難しいことである。かなり専門的な技術が必要な項目で実現できるのか、気になる項目である。映像を見て判断することは、かなり専門的な教育が必要である。

一方で、教育を受けた者を長い時間維持していかないといけない。そういう体制をつくっていかないといけない。低頻度で起こる災害に対して、どう体制を維持するかは、良く考えないといけない。映像を見て、正確な判断がいつもできるか。解決策を具体的に考えていかないといけない。一つは、専門の者に委託する。あるいは、民間の専門の会社と契約をする。などがあると思う。これから、10年、20年の期間、低頻度で起こるかもしれないが、起こった時には激甚災害になることへの体制を長期間維持していく観点が必要である。特に専門性が高いことについて、行政の中だけと閉じないで、民間の専門の会社と契約をするようなことも検討していただくと良いと思う。

【災害・危機対策監】

専門的な要員を育成するのは大変である。今回の台風の教訓として、配信された映像を見ているが、それについて具体的に着手しながら、被害の概要を把握する手段として、活用できなかった、大きな教訓がある。そのために、あらかじめ、分析・確認する職員を配置して、大まかな被害の概況、ヘリコプターで映る映像を確認しながら、一つひとつ確認することによって、被害の概況はわかってくると思う。被害の詳細については、外部委託との話もあったが、屋根がはがれている家屋について、どのくらい被害がでているのか、民間の航空機が飛んで、その解析を元に何万棟あるというのは分析できている。大規模地震の際にも、同様な形で対応したいと考えている。

【坪木委員】

県全体となると、膨大な数となり、難しいと思う。一つの映像を見て判断することはできると思うが、膨大な数を処理していかなければならない。そこに専門的な人を充てられるかだと思う。

【吉井座長】

テロ対策で問題となるのは、防犯カメラの膨大な映像が入ってきて、人が見るのは追いつかない。結局、AIにしようということで、それを民間企業が開発している。それを活用するのも一つだが、全体を見るのは、難しい。災害のたびに、色々な情報を集めて、総合的に判断する分析班を設けた方が良いと言っているが、毎回できない。坪木委員が言った通り、相当な熟練の技術が必要である。そういう人が災害の時にいない。後になって育成するが、次の災害の時に、その人はいない。そこを打ち破らないといけない。千葉県だけの問題ではない。

【紅谷委員】

過去の災害でも県からリエゾンを派遣しているが、被災市町村の窓口の声に掛けても、その人がリエゾンかどうか分からないことがある。そんな状態では県からリエゾンを派遣しても役に立たないだろう。市町村の防災部局のトップの方は、県からリエゾンが来たこと自体認識していなかったことも多い。事前に研修、マニュアルも大事だが、市町村ごとに担当のリエゾンを決めるのであれば、普段から一度市町村へ行って、顔と顔のつなぎをしておく。あるいは、行く時にはビブスを着用し、千葉県からのリエゾンと誰が見ても一目でわかるような格好にする。

西日本豪雨の際、愛媛県は、当初リエゾンを送っても情報が入らなかった。課長級の職員を直接送るようになると、市町村のトップクラスと直接話ができて、その場で意思決定できるので、その後、調整がスムーズに進むようになった。課長級というと、リエゾンよりも上の位置づけになるが、そういう事例もあるので、紹介しておく。

リエゾン以外のルート、例えば地域振興事務所から「地域がこうなっている」という情報があがってくる仕組みがなかったのか。出先で大きいのは、土木事務所である。風水害は土木系の事務所の役割が大きい。県庁の中で、防災部局と土木部局が密接な体制を取り、土木事務所からあがってきた情報もしっかりとれるようにしていただきたい。

ヘリコプターの映像については、地方整備局のヘリからの映像を見られるような体制を作ってはどうか。今回は、関東地方整備局は、直後に神奈川県は飛んでいるが、千葉県は飛んでいない。なぜ、千葉県が飛ばなかったのか疑問はあるが、関東地方整備局と密接に連絡を取り、協定を結んでも良いのではないかなと思う。

県が吸い上げた情報を、どう市町村やメディアを通して県民にフィードバックしていくかとい

う視点も大事である。記者会見をこれだけ開いたであるとか、道路の情報は、市町村より、県の方が全体像が見えて、まとまった情報を持っている場合も多いので、今後市町村のアンケート、ヒアリング等で、「このような情報を流してほしかった」という意見があれば、対応するように検討いただければと思う。

【吉井座長】

地方整備局のヘリは飛ばなかったのか。

【行政改革推進課長】

9月12日に国土交通省のヘリコプターが飛んで、県内の被害状況を把握した。

【吉井座長】

県警のヘリが飛んだが、映像があまり有効でなかったとの話を聞いたことがあるが、その理由はどうしてか。

【危機管理課長】

明確な理由はわからないが、県警から映像を受信していたが、通信機器や映像のシステムに障害が発生した等により、静止画となり、モニターに映像が正しく表示されなかった。

【吉井座長】

それは故障か。

【危機管理課長】

最初の2、3回のうち、2回は確認しているが、なぜか原因はわからない。

【吉井座長】

映っていなければ、ビデオで撮っているわけだから、帰ってきたら見られると思う。よくあるのは、上空の高い所から映すと、たぶんわからないと思う。ヘリが有効なのはわかるが、映像の精細度、どのくらいの高度から飛んだらいいか、技術的なところも検討した方が良いと思う。せっかくヘリが飛んで、屋根があちこち飛んでいるのがわかったはずである。200棟の話とヘリからの情報を突き合せば、当然200棟ではすまない、とわかったはずである。そのあたりが淡泊と感じるし、反省点であると思う。

【紅谷委員】

气象台とのホットラインというのは、記者発表の情報だけで、直接、銚子地方气象台との電話等でのやり取りはなかったのか。

【災害対策室長】

銚子地方气象台とホットライン、電話で繋がる形をとっている。11時に記者会見をやるという

情報は事前に入っていなかった。気象台はしっかり対応いただいていた。

【坪木委員】

気象台の方が常時いることで良かったか。

【災害対策室長】

職員として1名配置されている。

【坪木委員】

その方を通じて、正確な解釈ができたかと思うがいかがか。

【災害対策室長】

銚子気象台からいただいた情報を解説という形で受けられる形であった。

【危機管理課長】

気象の解説はできるが、被害がどうか等判断するのは、我々であり、台風の状況の解説はしてもらった。

【吉井座長】

雲域が狭く、コンパクトな台風が軽い台風だと誤解したところがあって、情報がいくつか入ってきたときに、楽観的な情報に着目し感わされたところが強い。

一方で深刻な被害が出ている情報は入らなかった。情報の処理の仕方も災害慣れしていなかった感じがした。

【紅谷委員】

ホットラインは、オフィシャルな情報だけでなく、感覚的な情報も含めてやり取りができることがメリットとしてある。しっかりとした情報が入っていれば、対応も違っていたのではないか。台風15号に関して、気象台とのホットラインがうまく機能していなかったのは、かなり大きなポイントであると感じる。

【吉井座長】

11時の気象庁の記者会見と気象台からの情報とはうまく合わない。なぜそうなったのか。

【紅谷委員】

気象台が事前に説明会を開かなかったのか。

【災害対策室長】

記者会見と別に説明会はなかった。

【坪木委員】

気象情報が有効に利用されていない問題がある。例えば、風速40mや、雨量が30mmとなる

と、「これは大変なことになる。災害が起こるに違いない。」と専門家は思う。それが災害に結びつかない。そこに乖離がある。気象台は気象の情報を提供する。それを解釈するのは行政側なので、解釈する訓練、知識が必要になる。気象台はどれだけの被害が出る、とまでは判断するのは難しい。30mmの雨が降るなら対策をしなければならない。という発想につながる体制に繋がれば良いが、なかなか難しい。気象情報が来た時に、どう対策に結びつけるか。検討すると良いと思う。

【行政改革推進課長】

分野（9）風害・水害対策については、気象台との連携はできている。

【山根委員】

リエゾンの派遣について、台風 19、21 号については、早めに行っているが、市町村にとって、有効になったのかが大切であると思う。地域振興事務所の職員の活用について、踏み込んだ検討が必要だと思う。

【吉井座長】

リエゾンは、単に誰か決めて送り込めば良いという話ではない。情報収集ができる者でなければならない。まず、土地勘がなくてはならない。地名を聞いてわからなければリエゾンになりえない。災害についても知っていないといけない。市町村に行って、情報をもらいたくても、市町村はそれどころではないため、放っておかれてしまう。リエゾンが情報収集できる研修をやっておかなければならない。リエゾンは荷が重い。しっかりしたリエゾンを指名して、訓練をして、顔も合わせておくことが必要である。

市町村は、住民対応で精いっぱいである。県が何をしてあげられるか。リエゾンが県として助けてあげられるものも持っておく。リエゾンの役割を実効性のある形で検討していただければと思う。

【防災危機管理部長】

初動の早い段階から地域振興事務所からリエゾンを送って、その後、状況を見て本庁から送ることを検討している。地域振興事務所では、平時から、市町村防災担当部局と顔の見える関係を作ってもらうことが大事である。訓練と一緒にやることもあると思う。リエゾンのマニュアルについても、台風 15 号、19 号、ブラッシュアップしてきたが、今回の経験を踏まえて、充実させていきたいと考えている。

【大澤委員】

南房総市に行った時に、職員の方は、9 月 11 日に経済産業省のリエゾンが来た、県は 9 月 13

日だった、国と直結の方が対応が早かった、県が入ると時間がかかった、と言っていた。今後、国と市町村もそうだが、国と県のリエゾンはどちらがいつ入るのか、も必要だと思う。

【吉井座長】

一刻も早く行って、情報をつかんで、国の機関の資源も県として動員できるわけである。県の要請が遅れれば、国として行くわけである。国の動きも早くなっている。それに負けずに行かなければならない。市町村の立場にたって、色々な支援ができる、任せてください。と言えるようにならないと、リエゾンの役割にならない。早く行けば良いというわけでもないので、良く検討してほしい。

【坪木委員】

9日に県警のヘリが飛んでいるが、平常時に送信訓練はしているのか。

【危機管理課長】

特にしていない。

【坪木委員】

ぜひ、やっていただいた方が良いと思う。機械はうまく動かないこともある。実際に訓練をして、機械を動かしておかないと、災害時にうまくいかないことがあるので、訓練が必要であると思う。この映像が入ってきていれば、対応が違っていたと思うので、日ごろからの訓練は非常に重要である。

エ 人的支援

【紅谷委員】

県内市町村間の応援は、県が調整するが、関東広域で早期に柔軟に応援できるスキームがあれば支援が早くできたと思う。西日本豪雨の際、どの時期にどこから応援が来たか調べると、総務省スキームの場合は、先遣隊は2日、本体は3～5日かかる。直後から数日は、県内、あるいは関西だと、関西広域連合のスキームで来てもらっていた。直後は近いところから応援が来ることが多い。まずは、千葉県内の市町村の相互応援体制をできるだけシステム化していくことと、関東ブロック単位で柔軟な応援があっても良いと思う。

【吉井座長】

九都県市の応援のスキームはどうなっているのか。

【防災危機管理部長】

九都県市でも応援の体制はあって、埼玉県から、職員が来ていただいて、調整をしていただい

た。

【吉井座長】

九都県市、個別の相互応援協定、総務省の対口支援のスキームの調整はどうなっているのか。

【防災危機管理部長】

リエゾンの派遣が遅れたことで、業務支援ニーズの把握が 15 日以降になった。総務省から来たリエゾンから、対口支援スキームもあることを聞いていた。まずは、県職員の派遣調整を総務部総務課が、県内市町村間の応援・対口支援の調整を総務部市町村課が、やることになっている。

【吉井座長】

受援計画ができていますか。

【政策室長】

できています。総務省の被災市区町村応援職員確保システム、九都県市、関東地方知事会、どれをやるかは、整理している。まず、確保システムで、難しい場合には九都県市、関東地方知事会、の順で整理している。

【山根委員】

市町村への職員派遣で、館山市、総務省の被災市区町村応援職員確保システムで、富里市、鋸南町、南房総市に順次派遣されていたと思うが、総務省の派遣システムと同時並行で派遣要請できなかったのか。

総務省の被災市区町村応援職員確保システムについて、県は把握しているが、市町村は、あまり理解されていないことが、私の中で浮かび上がった課題である。今後は、県職員の派遣と併せて、総務省のシステムについても、これらの周知は市長会・町村会のミッションかもしれないが、機会あるごとに周知していきたい。行政の方でも、防災担当研修等で教示していただきたい。

県職員のうち、延べ人数であるが、半数近くの職員が市町村へ支援をしており、評価できると思うが、41 市町村に災害救助法が適用されたということで、残りの 19 市町村にどうして派遣がされなかったのか。

【政策室長】

市町村に理解されていないことについては、しっかり周知していかないといけないと思っている。市長会・町村会で協力いただけるのであれば、様々な機会、制度の周知とともに、メリットを示しながら、周知していく必要があると思う。メリットを感じないと、市町村長も頭に残らない。市長会・町村会でも協力いただければ幸いである。

41 市町村へ適用されていて、19 市町村へ派遣されなかったことは、要請が前提であったこと

があると思う。今後は、早期にリエゾンを派遣して、支援ニーズを積極的に聞き、県に吸い上げることでしっかりやっていきたい。

最初の質問については、まず、県、県内市町村で何とかしようというのがあって、それが難しい時に、国に支援をお願いするという順番になる。県の支援の始まりと総務省の支援の始まりのタイミングが重なっており、県がもう少し早く支援ができたと思う。

【山根委員】

総務省のシステムで派遣される職員の業務と、県の派遣職員の業務は、同一か。

【政策室長】

そのとおりである。専門性を有する業務、例えば、土木関係、保健・衛生関係以外の避難所運営や災害対策本部の支援のマンパワー的な業務については、共通ということで答えさせていただいた。それで、県職員や市町村職員調整で人員が足りないということであれば、すぐ国の方に支援を要請することになる。

【坪木委員】

台風 15 号を踏まえて、台風 19 号の際には、全市町村にリエゾンを派遣したことは素晴らしいことであるが、台風 21 号の時も、同じように派遣したのか。

【防災危機管理部長】

台風 21 号の時は、25 日の朝から大雨と聞いて、要請を受けた、茂原市・長柄町・長南町へリエゾンを送り、残りは市町村の状況を聞き、翌日に送ってほしいと要望があり、送った。

【坪木委員】

災害への対応を維持していくことは大変である。台風 19 号の時は、全市町村へ派遣して対応した。台風 21 号の時も同様にすべきであったか、判断は難しい。台風 19 号の時は、全市町村へ派遣したが、千葉県は結果的にそれほど被害が出なかった。台風 21 号の方が、上陸はしなかったが、雨で結果的に災害となった。毎回、どう対応していくか。長期的に考えていかないといけない。毎回、全市町村へ派遣することは大変である。気象情報をどう判断して、適切な派遣をするか。どういうシステム作りをしていくのか。気象台の方が常駐しているが、その情報をどう生かして、どう適切に判断していくか。考えていく必要がある。毎回、全市町村へ派遣するのは、現実的に無理だと思う。

【吉井座長】

運用上の判断の話であるが、何か考えはあるか。

【防災危機管理部長】

台風 19 号と、25 日の大雨は対称的な例であると思う。25 日の大雨は、それなりに降る情報はあったが、台風は東に逸れた。事前の情報よりは朝から雨が強かった。午後でも線状降水帯が留まっていた。どの段階で送るかは考えないといけない。

【吉井座長】

客観的なデータとして、風速、雨の情報、119 番、電話で直接確認する方法、様々な方法があり、数時間で確認できる。リエゾンはその段階でスタンバイしてもらって決めていく。運用基準を相当練っておかないといけない。

【坪木委員】

ある程度システム化しておかないと、毎回あまり考えている時間もない。災害はどんどん起こっていくので、どういうシステムで、派遣するのかわからないかは決めていく必要がある。

【大澤委員】

鋸南町では、県外の災害協定を結んでいる自治体に助けられたと言っていた。鋸南町、南房総市をヒアリングしただけでも、県の影が薄い。県の初期対応の遅れは否めないと思う。市町村アンケートを行い、十分要望をくみ取っていただきたいと思う。

【吉井座長】

確かにヒアリングして、県の影が薄いことは感じた。災害対応の支援は、国・都道府県は競合する関係である。アメリカでは、連邦と州との宣伝合戦の場になっている。州はメディアを通じてアピールする。そうしないと、動いているかわからない。目立つようにし、とにかく早くやる。連邦政府は連邦政府として独自にやる。日本の場合は、国が出ていくと県が下がったりする。そういうのではなく、県は、県民のことを考えているのは我々なんだと意識して売り込む。県の存在価値を高める。そのような姿勢で向かわないといけない。

どういう支援が可能なのか。その時のメリットとコスト。人の派遣の時に、首長が一番考えるのは、コストである。コストを説明する際も、災害救助法がカバーできます。交付税措置ができます。というように、コストの面も含めて説明する。説明するものを持って、首長に説明し、どの支援が良いか、聞ければ良い。リストのようなものを持っていなければならない。

【山根委員】

情報収集の点で、国と県のリエゾンの役割が違うと思う。県のリエゾンは、災害情報を早く掴み、県に挙げる。国のリエゾンは、市町村で何が不足しているかを掴み、各省で調達する。南房総エリアの首長からよく話は聞く。県の影が薄くなることはやむを得ないと思う。そもそもリエゾンの役割が違う。

【紅谷委員】

経済産業省のリエゾンが派遣されたが、国も初動が遅れたという引け目があった。これは特別な措置で、今後、同様な災害があったとしても、停電で国のリエゾンは派遣されないと思う。今回の国の対応は特例である。県が間に入らないといけないと考えた方がよい。

受援に関し、内閣府で受援モデルを作成していて、今年度中に公表予定である。小規模な自治体でも受援計画が作成しやすいようになっているので、活用してほしい。

オ 物資支援

【大澤委員】

「プッシュ型支援」か「プル型支援」かについては、市町村アンケートを踏まえて慎重に進めてもらいたい。複数の車両や重層的な輸送手段の確保が重要である。

【坪木委員】

プッシュ型支援は、情報があつてはじめてできる。「情報との連携をどうするか」を整理する必要がある、やみくもに行うものではないと考える。プッシュ型支援は、「物資を必要とする場所はどこか」を判断できる正確な情報収集を行える体制があることが前提となる。そのような正確な情報収集を行える体制づくりをしてもらいたい。

【紅谷委員】

台風 15 号の災害における当初の停電の回復予測をみると、プッシュ型支援を行う決断をすることは難しかったであろう。停電が長引き、地域社会全体の回復が遅れることが明らかになった段階で、相当な物資支援を行う決断ができるのではないかな。

「県がプッシュ型支援を行うべきであった」ということについて、そのとおりであると思う一方、市町村と連絡が取れて、市町村の災害対策本部も立ち上がっている状況においては、市町村も県にプル型支援を明確に要請すべきであったとも思う。どのような支援の在り方がよかったのか、私としても、もう少し考えてみる。

【山根委員】

第 1 回の検証会議でも話したが、市町村の側には、「県から物資を取りにくるように言われた」との認識が根強く残っている。物資支援についても市町村に寄り添う配慮が必要であり、「解決の方向性」で示されているとおり、複数の輸送手段を確保するなどして市町村に物資をしっかりと送り届けられるシステムを作ってもらいたい。

【行政改革推進課長】

「市町村の要望を一切聞かないプッシュ型支援ということがあり得るのか。また、それが有効となる局面とは、どのような局面か」について、吉井座長の補足意見を伺いたい。

【吉井座長】

プッシュ型支援を行える前提は、救援物資の需要予測をできるということである。つまり、ある程度被害の状況が分かり、被害から少し多めに見積もった物資の量を想定したうえ、その量から市町村の備蓄量を差し引いた量の物資支援を行う。

「需要予測の量」と「実際に必要な量」との間に違いがあるかもしれないが、需要予測をして、とりあえず最低限の量をプッシュ型で支援しようという考えもあり得る。プッシュ型支援について、様々なやり方があると思うが、需要予測を行えることが前提となる。

物資支援について、もう一つ付け加えて言うと、「備蓄倉庫の配置」の問題がある。道路が被災し輸送できないこともあり得るので、「県の施設がそこにあるので」という考えではなく、輸送距離や道路の復旧可能性等を踏まえた最適配置を考える必要がある。短期的に対応することは難しいので、長期的に解決していく課題だと思う。輸送手段を確保するというだけでは、物資支援はうまくいかない。

輸送手段については、県の資源だけで対応するのではなく、他の機関のヘリを使うことや自衛隊に要請することなども検討する必要がある。

【坪木委員】

災害が起きた時に一番困る人は、要支援者である。要支援者の分布を把握しておき、要支援者に優先的にプッシュ型支援を行うことが大事である。

【大澤委員】

県の備蓄量は、マニュアルどおりの量を確保していたか。

【災害対策室長】

県の備蓄量は、地震を想定しており、市町村が備蓄している量を想定し、その量の 10%を確保している。

【大澤委員】

防水シートは、各世帯に 1 枚配布するぐらいの量が備蓄されているのか。

【災害対策室長】

各世帯に 1 枚配布するぐらいの量は、備蓄していない。防水シートは、避難所や応急対応で使用することを想定して備蓄をしている。

【大澤委員】

今後の風害を受け、防災シートの備蓄量を増やしていくことになるのか。

【災害対策室長】

市町村からの意見も踏まえ、見直すことを検討している。

カ 医療救護

キ 社会福祉施設への支援

【紅谷委員】

医療については、電気や水道などのライフラインがとまると影響が大きい。

特に水は問題であり、大きな病院であれば、100 トン単位で水が必要となる。自治体に「100 トン単位の水が必要となる」との認識がないケースが全国的にはあるので、そこは、水道事業者と病院の間で、事前に調整し、必要となる給水量を把握しておく必要がある。今後、首都直下型などの大地震が起きた場合には、台風 15 号の災害と比較にならないくらいの医療・福祉支援の需要が出てくるので、事前に対策をしておく必要がある。

【山根委員】

健康福祉部は、部内会議を毎日開くなどしており、危機管理意識が高いと評価できる。健康福祉部のような危機管理意識を県庁全体で共有できれば、県の防災力が高まると思う。

長期的な停電に備え、冷暖房機が使えるような自家発電機を病院や福祉の各施設が備えられるようにしておく必要がある。県は、病院や福祉施設のニーズを把握し、支援策に結び付けてもらいたい。

【坪木委員】

気象災害で最も人が亡くなる原因は、猛暑である。猛暑により、毎年 1,000 人単位の人が亡くなっている。猛暑に対応できるのは、電気しかない。病院や社会福祉施設には、要支援者、災害弱者の方がいる。停電が長期化した場合に、病院や社会福祉施設に対しどのように電気を供給していくのか考えていく必要がある。

【大澤委員】

台風 15 号の災害により死傷者が少なかったのは、たまたまである。発災の時間帯が深夜未明であったから少なかったのであり、昼間に発災していたら被害はもっと大きくなっていたはずである。そうした被害想定を行ったうえで、地域防災計画等の見直しをしてもらいたい。

【吉井座長】

台風 15 号の時は、被害が相対的に軽かったこともあり、EMIS（広域救急医療情報システ

ム) に全て入力してもらえた。地震災害が起きた時などに、E M I Sを入力してもらえないという状況が生じるおそれがある。また、入力できたとしても、回線の状況から入力した情報が伝わってこないという状況も生じるおそれがある。そうした場合には、リエゾンを派遣する必要がある。また、通信回線を地上回線だけでなく、衛星回線も整備すれば良いのではないかと。

資料 4 に関する議論については、本日はこれで終了し、続きは次回の検証会議で行う。

(2) 市町村アンケートについて

【資料 5 に沿って行政改革推進課長から説明】

【山根委員】

問 40 の各市町村の検証に係る設問について、各市町村においてどのような災害の対応をしたのか時系列で整理し、記録しているのか確認した方がよいかもしれない。

【坪木委員】

各市町村において回答する者は、誰か。それにより、設問の仕方も変わってくる。

【行政改革推進課長】

各市町村の防災担当者に御回答いただくことを想定している。

【坪木委員】

アンケートに当たり、気象概況等の資料も送付するのか。

【行政改革推進課長】

検討する。

第3回令和元年台風15号等災害対応検証会議 会議概要

1 日 時 令和2年1月24日（金）午前10時から午後0時30分

2 場 所 プラザ菜の花3階 菜の花

3 出席者

【委員】

吉井博明 座長（東京経済大学名誉教授：災害危機管理全般）、
大澤克之助 委員（株式会社千葉日報社代表取締役社長：報道機関）、
重川希志依 委員（千葉大学社会環境学部社会環境学科教授：人材育成）、
坪木和久 委員（名古屋大学宇宙地球環境研究所教授：気象）※ WEB 会議による出席、
山根康夫 委員（千葉県市長会事務局長・千葉県町村会常務理事：市町村連携）

【県：事務局】

清水総務部次長、富沢行政改革推進課長、池本副課長、

【県：防災危機管理部】

岡本防災危機管理部長、萬谷防災危機管理部次長、櫻井防災政策課長、内山政策室長、榊田副課長、
旭危機管理課長、荒井災害・危機対策監、室田災害対策室長、

【県：関係課】

秋山水政課副課長、千村水政課水道事業室長、久保水政課主幹、
田中健康福祉指導課長、澤田高齢者福祉課長、野澤障害福祉事業課長、佐藤医療整備課長、
加瀬健康福祉政策課主幹、
中村環境政策課政策室長、今井県民生活・文化課副課長、
大塚県土整備政策課副課長、石橋道路環境課副課長、田村河川環境課副課長、
轟企業局総務企画課政策・広報室長、篠永企業局給水課配水施設室長

4 議 題

(1) 台風15号等への対応に関する検証について

【資料4に沿って行政改革推進課長から説明】

ア 医療救護

【重川委員】

医療救護だけでなくすべてのことに当てはまるが、検証というと悪いところを挙げ、どう改善していけばいいか、という視点になるが、うまくできたことも重要である。

なぜ、うまくいったのか。災害後、自治体は検証報告書を作成し、改善点を挙げるが、その改善点で態勢が良くなるかは、次の災害に遭遇しないとわからない。なぜうまくいったのかは次の災害を待たなくてもわかる。出来たところを検証することも重要である。

44 ページで職員シフト体制に無理を生じたとある。災害時、職員は多忙を極め、人員が不足することが起こる中で、シフト体制に無理が生じたとは具体的にどういうことか。他の部局にも生じていたものなのか、医療関係課に生じていたものなのか。

【医療整備課長】

災害医療本部を立ち上げると、被災状況を把握することが重要となる。24 時間体制で配置することとなるが、役割も複数となる。日中と同程度の体制となる。一定の制約も生じる。一定の判断能力がある者、EMIS の操作に慣れている者が必要となり、当初から万全の人数を配置できたかという、無理が生じたと思う。

【重川委員】

もっと専門性が高い人が必要になるということか。

【医療整備課長】

そのとおりである。EMIS を多くの職員が使えるようにすること。そうすることで、シフトや守備範囲を広げた体制が整えられると思う。

【吉井座長】

職員と業務の適正な配置、バランスをとることが重要になってくる。最初からシフト体制を組んでおかないといけない。県全体として業務配分を考えていかないといけない。実態としてどうだったか、どの程度大変だったかアンケート調査を実施すると良いと思う。

【坪木委員】

今回の災害は、情報が届きにくかったことがあるが、災害の情報とEMIS の連携はどのよう

に機能していたか。

【医療整備課長】

EMISは各医療機関が被災の有無を問わず、入力していただくものとなる。そうすることで、被害の輪郭が見えてくる。被害が大きそうな所は、重点的に保健所とか災害拠点を通じて、情報確認を行ったことが被害状況を把握する上で、早くできたことだと思う。

【坪木委員】

県の情報確認とは独立して実施しているか。それとも連携して実施しているか。

【医療整備課長】

医療機関と県が連携して情報収集体制を構築している。

【吉井座長】

EMISの場合は、長期停電で被害が拡大している場合にも対応可能であったか。

【医療整備課長】

各医療機関には、リアルタイムの情報を入力してもらって、各医療機関の状況を把握した上で、支援につなげることができた。

【山根委員】

42 ページで、地域防災計画に規定されている多数傷病者に対応する救護班は組織せずに、とあり、9月9日の時点でこのような判断をされているが、情報収集体制の部分でまだまだ人的被害が入ってきていない段階であると思う。このような背景の中で、この判断をした理由を教えてください。

【医療整備課長】

13 時時点で 92%の入力状況であり、早い段階で医療機関の被害状況がみえてきた。今回の災害では傷病者が多数出るというよりは、医療機関のインフラが一番のネックであった。それについてきめ細かい支援が必要であろう。各救護班が現地に出ていくというよりは、必要な医療機関の情報を受け取って必要な支援をしていくが必要である、ということで、今回、このような対応をした。

【吉井座長】

解決の方向性の○の2つ目、対応結果について、共有が難しかったことがあるようだが、これは大きな課題になると思う。県庁全体だと思うが、色々な所に色々な要請が入ってきて、どこで、どう対応したのかわからない。その一端が今回現れたと思う。何か対応することは考えているか。

【医療整備課長】

医療機関から情報を収集して、電気、水、燃料を関係部局に依頼して用意いただく。依頼先は県庁内だけでなく、対応結果について、医療機関からの情報で他の関係機関に依頼するものもある。把握はできていたけれども、もう少し共有できる手法がないか。他の関係機関等のこともあるが、解決したいと思っている。

【重川委員】

人工透析、在宅酸素、病院で医療行為をしている在宅の方は医療機関とつながっていて、把握できると思うが、それ以外の在宅の方、高齢者、障害を持っていて在宅の方、死亡には至らなかったが危ない所もあったと想像する。市町村、市町村消防で対応していたと思うが、そのあたりの検証・実態はどうであったか、把握しているか。していなければ検討した方が良いのではないか。

【健康福祉政策課】

安否確認できたかということで市町村に対して確認をし、市町村で人手が足りないのであれば県の職員を派遣し、市町村職員と一緒にまわって把握をした。

要支援者の支援計画については、今後も県として支援をしていきたいので、一体として考えていきたい。

【重川委員】

どういう方法で把握・対応したか、現場に根差したことを分かっている、県の方でも情報共有をしておかないと次に起こったときに、具体的にどうするか、場合によっては、対応が遅れることに陥りかねないのでお聞きした。

イ 社会福祉施設への支援

【山根委員】

健康福祉部内で連日会議を開いており、危機管理意識が強いと感じる。

50 ページで、電話が通じない施設については直接訪問して確認を行ったとあるが、健康福祉センター等に手分けしてお願いしたということか。

51 ページで、社会福祉施設が全体で 709 施設とあり、デイサービスは含まれていないと思われるが、デイサービス事業の被災状況は確認しているか。

安否確認で施設に負担をかけたとあるが、今回のような大規模災害があった場合、県の役割として今回と同様の調査をするのか。社会福祉施設側から県へ情報が入るシステムにするのか、ある程度システム化しておいた方が良いと思う。

施設側から様々な支援が寄せられていると思う。貴重な意見を取捨選択しながら、県の単独事業等の助成対象にしていったら良いと思う。

【健康福祉指導課長】

一点目、9月9日、電話が通じない施設については、直接訪問を始めた。ただ、施設も多いことや種類も多いこともあり、最終的に連絡がついたのは12日になった。

三点目、施設側との連携、施設の方と話をする中で、行政だけではなく施設同士の連携が重要であるとの意見をいただいている。15号の際も施設同士のネットワークを使って、お互い助け合い乗り切ったことも聞いている。県だけで届かない部分を民間で助け合ってやっていく視点は重要であると思っている。うまく、マニュアル、ルール化していくことは課題であると思っている。

【高齢者福祉課長】

二点目、51ページの表にある高齢者関係施設については、特養、擁護、経費、老健、が含まれている。デイサービスは、この数には含まれていない。施設については、介護、支援が必要な高齢者が多いということで、優先して被害状況を把握した。その後デイサービスも確認した。停電で運営できないデイサービスもあったが、利用者を直接訪問し、安否確認を行ったなどの事例を聞いている。

【坪木委員】

この災害の特徴は、長期化したこと、連続したことがあり、これまでの大きな災害と違った点である。初動体制の検証に加えて、長期化したもの、新たな災害が連続したものについて、どのような体制がとられたのかを検証することも重要である。長期にわたる要支援に対して、十分な支援が届いていたか、検証が大事であろうかと思う。

【障害福祉事業課長】

今回、停電ということで電力会社から見通しが出ていたと思う。最終的には長期に渡るとの見通しが出たので、それを踏まえて検討していた。

立て続けに起こったことについては、最初に起きた災害の教訓を生かしながらやってきたことがあって、良い点もあった。疲労が溜まった点もあったので、体制・配分については、苦労した。

【吉井座長】

教訓を受けてシフト体制をうまくつくったことはあるか。

【障害福祉事業課長】

過去の実績の中で、仕事を任せながら、少しずつ他の者もできるように考えてはいたが、うまくいったかどうかは必ずしもいかなかったところもあるが、今後検討しながらやっていきたい。

【坪木委員】

長期的な体制をとれることが重要である。今後、検討していただけると良いと思う。

【医療整備課長】

医療整備課では、介護施設も所管しており、一番初めの災害時にシフト体制を課題としたが、それを踏まえて、色々な対応ができるようなシフト体制を組んだ。連休等があっても、誰が最初に来るべきか、シフト体制を構築した上で体制をとっているところである。

【大澤委員】

52 ページで、確認を国、県、市町村がそれぞれ行ったため被災した施設に負担をかけた、とあるが、基本的にはどこが第一義的にやるべきだったのか。

施設に入る方は一般の避難所に避難することは難しいと思うが、このような施設については、ある程度、備蓄、自家発電は法令で義務付けられているのか。

【健康福祉指導課長】

一義的には、施設ごとに所管が決まっているので、それぞれの所轄庁がやるのが本筋である。市町村は地元という立場もあるので、多少混乱がある中で、複数からいってしまったことがあると思う。

自家発電等は法令で必ず備えなければいけない定めはない。県、国から助成がある中で、施設の方で自主的に整備をしてもらっているのが実情である。

ウ ライフライン（水道供給）

【山根委員】

今回台風 15 号で断水が継続的に発生した。市町村の声を集約すると、市町村に給水車が来なかった、県から具体的な指示もなかった、対応に困った市町村があった。一方で、断水が発生して直ちに声を上げた、情報を出した、9 日から 12 日の 4 日間だけで県内 6 市から 9 台の給水車を受けている特定の町もある。このように偏った、公平ではない配分がされたものがあるので、県でコントロール的な役割を担っていただきたい。

【水政課】

台風 15 号等の対応にあたり、水政課では千葉県災害時相互応援協定に基づき、各水道事業体と各市町村で対応しきれない応急給水が生じた場合には、直ちに水政課に要請していただくようお願いした。要請に基づきというところだが、要請を待つだけではなく、被害状況を取りまとめる際に各事業体に給水車は足りているか、要請はないか、ということをこちらからも確認させ

ていただいた。その上で各事業体でもいろいろあったかもしれないが、そういったことについては、現在、各水道事業体と市町村等の危機管理担当者に集まっていたき会議を開いて、今後の対応など課題を踏まえた検証と今後の対応を検討している。

【山根委員】

了解した。軽易なことだが、58p の設置要綱で、給水区域内各市における応急給水等連絡調整会議、またその下欄の給水区域内各市における、とあるが、これは「市」だけでよいのか。「町村」はなくてよいのか。

【企業局総務企画課】

58p の給水区域内各市における応急給水等連絡調整会議設置要綱、その下の確認事項については、企業局の県営水道の給水区域が 11 市となっており、「町村」は入っていない。11 市との会議や確認事項というものである。

【吉井座長】

関連して、アンケートで給水車に関する対応について、多少問題ありと問題ありという市町村が 10 ある。これは先ほどの給水車の配分の問題なのか、それとも別の問題もあったのか、市町村の不満が給水車に関しては多いように見受けられる。

【水政課】

給水車については、各水道事業体から応援要請を受けた段階で、水政課としては県内で応援に行けるという事業体をまずピックアップし、応援に行けるという事業体とコンタクトをとり、いっどこに応援給水に行けるかという調整を行った。仮に県内で応援に行ける事業体がない場合、日本水道協会を窓口にして県外の事業体への要請を行う、あるいは自衛隊に要請する。今回台風 15 号等の断水にあたって県内から水政課にいただいた要請については、全て県内あるいは県外への要請を通じて全て給水車を対応させていただいた。

【吉井座長】

アンケートの給水車について市町村の不満がどこにあったのか調べていただくとよい。

【重川委員】

今の事業体というのは、複数の市町村で作られている水道事業体のことか。

【水政課】

単一の市町村で運営している事業体もあれば、複数の事業体が水道事業を行うために一部事務組合等という形で運営しているところが県内にはいずれもある。

【重川委員】

よくイメージがわからないのは、基本的には各事業体、単独あるいは複数であれ、各事業体が水を供給する。それと同時に病院や重要施設、大規模な受水槽を持っているような施設、高層の集合住宅、点在する戸建て住宅もある。市町村が自力で給水や応援要請を受けながら対応したところと、県がその中で果たした役割というのがよく見えない。この中にも出てくるが、集合住宅からの応援要請にうまく適用できなかったという記述、点在する戸建て住宅群と高層の集合住宅群、非常に緊急度の高い重要施設、病院や福祉施設について、それぞれの給水をどうするかという役割分担、県の給水車と市町村事業体がやる給水活動、あるいは県が自衛隊に要請してダイレクトに行ってもらうものと市町村経由で行くもの。そういう色分けをすることはできないのか。

【水政課】

資料 57p の下段、応急給水の地域防災計画のところに基本的な県と市の役割が記載されている。応急給水については実施機関として飲料水の供給は市町村長が行うものとする。ウは、県、企業団及び市町村圏組合の水道事業体は、市町村が行う応急給水に対し、積極的に協力する。エは、水道事業体等間の応援活動については、千葉県水道災害相互応援協定等により実施する、とされている。各市町村の防災、災害対策本部とその該当する水道事業体によって、まずは区域内の重要給水施設等の水の需要を把握して、給水活動を構築し、その上で不足する給水車等については、千葉県相互応援協定に基づいて水政課に給水車の応援要請があり、水政課でまずは県内で対応できる、応援に行ける事業体を探す、という流れになる。

【企業局総務企画課】

企業局については、給水区域が 11 市となっており、地域防災計画の(4)に県営水道の応急給水ということが定められている。こちらは、飲料水の確保が困難となった給水区域の住民に対して給水区域内の市と密接に連携して応急給水を実施するという事となっている。

また、11 市との連絡調整会議や、確認事項の中で、企業局と各市との役割分担を定めている。その役割分担の中では、病院などの重要施設や避難所の拠点給水を基本とした応急給水が県企業局の役割としている。

【行政改革推進課長】

補足ですが千葉県の場合、67p の右側の 11 市、一部で自前水道を持っているところもあるが、この 11 市については、本来末端給水を担う市が給水事業を担うのではなく、県営水道が一手に給水事業を担っている。このため、他の地域における県の役割分担とは別に 59p にあるように、直接末端給水事業を担う企業局と各市の役割分担となっている。

【吉井座長】

私の方から一点、直接給水もしているということで、エンドユーザーからの問い合わせもかなり多かったと思うが、その際、全部給水しているところはわかりやすいが、一部のところは市か県かわからない。そういうところは共同でコールセンターを作らないとうまく対応できないのではないか。そういう共同コールセンターのような対応はあるのか。

【企業局総務企画課】

市との共同コールセンターというのはないが、企業局ではお客様センターというコールセンターを設けている。9月9日には300件を超える水が出ないという問い合わせが企業局にあった。今回停電が発生して企業局の施設は自家発電設備を持っていたため給水については影響がなかったが、高層マンションや集合住宅についてはポンプで水を各階に上げているため、停電でポンプが止まったことによって水が出ないという状況がかなり広範囲に点在して発生した。局としては、お客様に、ポンプが止まっているため水が出なくなっていることをお伝えし、直結給水栓は水道本管と直接つながっているため、そちらの方では水が出るということを案内した。

【坪木委員】

一点質問ですが、59pの危機度が1から4について、これはおそらく対応体制に関するものと思われるが、危機度2で特別警報というのはこのようなレベルでよいのか。直感的に考えると特別警報というのは災害が発生しているような状況で、最大レベルの対応が必要だと思うが。

【企業局総務企画課】

企業局の場合、資産の7割が管路ということで地中に埋設されており、風水害で直接被害を受けるということが今までなかった。そのため、危機度2の大雨・暴風・高潮・洪水特別警報、風水害等については、このような形での体制をとっていた。今回の災害を踏まえて危機度レベルについても改めて検証等していきたいと考えている。

【坪木委員】

特別警報のレベルというのは風、雨共に非常に大規模な災害であるということで、当然インフラにも大きな影響が何らかの形で出ると思う。見直しされるとよい。

【企業局総務企画課】

補足させていただくと、企業局では浄水場等の施設は24時間体制で常に職員が配置されているため、施設の被害状況やお客様の情報は一般的な行政とは違う形で情報収集がしっかりできる体制が整っていることも踏まえた基準となっている。

【吉井座長】

24時間体制がベースにあって、それにプラスということでこうなっていると。

【坪木委員】

了解した。

エ 風害・水害対策（公共土木施設等）

【山根委員】

説明にあったような理由で、この 9 番目の風害・水害対策の部分には、解決の方向性が書いてないと理解すればよいか。

【行政改革推進課長】

ご意見があれば、そこも踏まえてさらに踏み込んだ解決が必要な部分、取組について記述を追加させていただきたいと思う。

【山根委員】

全部同じフォーマットで、解決の方向性の部分が欠落しているか、ページが欠落したのかなと単純な疑問を持った。

【重川委員】

施設維持管理的には通常業務の延長で、情報収集なりそれに対する業者への依頼なり通常どおりだと思う。

県警の守備範囲になると思うが、停電に伴う渋滞やボランティアの通行、そういうソフト的な部分、警察や県道、市町村道、国道の別などで今回問題が感じられたこと、気づいた点はあるか。

【道路環境課】

道路の交通規制に関しては、まず一般向けには日本道路交通情報センターと通年で契約しており、随時通行規制の情報提供を行った。情報提供することでテレビ、ラジオ、インターネット、カーナビなどにも情報が一斉に拡散でき効率的な情報の周知がはかれ、迅速に機能していたと考えている。また、県のホームページのトップページにもリンクを貼りすぐ分かるようにした。

【大澤委員】

水害というか大雨で主要県道等を含めて倒木と土砂崩れが相次いだ。道路管理はともかく法面、倒木や土砂崩れの予防的措置というのはどんな状況だったのか。車の事故などがなかったのは偶然でしかないと思う。

【道路環境課】

危険が生じた場合には迷わず通行止めさせていただいた。県内の南の方に多い山あいの道路

においては、過去の事例から一定の雨が降ると土砂が崩れるケースがあるところをあらかじめ県では認識しているため、そちらの道路は一定の降雨量に達した段階で何もない状態であっても通行止めなどにして危険な状態のところを通ることがないようにしている。台風 15 号の時もそういった路線の事前の通行規制というのをさせていただいた。

【坪木委員】

15 号については非常に強い体制をとったということによかったと思う。しかし 15 号は風台風で、今回は 15 号が主であるが、19 号、21 号の雨の時にどのような体制をとったかということも含めて検討されるといいと思う。実際、21 号の時に亡くなった方があり、そういったことをどう防ぐのかというところまで広げて検討いただけるとよい。

【吉井座長】

私も全く同じ意見で、15 号はうまくいった。特に県管理のところは大丈夫だったと思う。

19 号、21 号に関する大雨の対応、これは河川、道路を含めて犠牲者も出ている。そういう意味ではハザードマップの問題や水位計の問題などがあって、さまざま要望も出ているかと思う。次回までに資料を整えていただいて議論したいと思う。

【坪木委員】

そのようにしていただけると非常によいと思う。

【行政改革推進課長】

現在、土砂災害警戒区域の指定に向けては強力に推し進めるべく準備を進めている。そういったことも含めて対応状況、現在の既に着手している対応状況や今後の見通しなどといったことについても次回、ご報告させていただくということでよろしいか。

【吉井座長】

この部分は次回に先送りということで、ほかの委員の方のご意見がなければ次回優先的に検討することにさせていただく。

オ ボランティア・NPO との連携

【重川委員】

災害ボランティアについては事例も多くどこでもきちんと受入や派遣体制ができています。今回も特に大きな問題はなかったと思う。テレビでもよく報道していたが、特に屋根のブルーシート展帳という危険性を伴う作業で瓦職人など専門の方が入ってきたり、安全管理に気をつけた作業をされていた。屋根のブルーシート展帳に限らず災害時のボランティアはいろいろな危険性も伴

う作業に従事する場合もあり、千葉がということではなく全国的にボランティア活動を円滑にするためにはみんなが学ばなければいけない件だろうと思っている。

非常に危険性の高い作業にも従事していただいて、幸い大きな事故もなく問題もなかったと思う。また、水害被災地のゴミ出しなど衛生面での安全管理にも相当気を遣わなければいけないことだったと思う。特に今回直面された課題や問題が起きないための工夫などそういう経験を是非いろいろ発信していただけると今後の災害、被災地にも役立つと思う。

検証会議でだめだったことではなく、問題なくやれたケースをご紹介いただけるとありがたいと思うがどうか。

【県民・生活文化課】

今回災害ボランティアセンターについては、県の社会福祉協議会が中心となって運営した。

その設置にあたっては県災害対策本部が設置を決定する。社会福祉協議会については、東日本大震災の時に災害ボランティアセンターを実際に運営したメンバーや、ボランティア団体、NPO 団体、社会福祉協議会の職員、みんなそろっていた。すぐに集まって対応ができ、人の繋がりが最初にあったためでそこはうまくいった。

実際のボランティアの方にはボランティア保険に加入していただいている。しかし、危険物、ガラスの割れたものの片付けなどは、一般の方は破傷風の注射をしていないため、けがをするおそれがあるようなものには従事してもらわなかったということがあった。たくさん来てもできる作業は限られていることもあった。ブルーシートにしても高いところに上っていただくのは通常はできないことであるため、次の時にどういう対策をとるか社会福祉協議会と相談していきたいと考えている。

社会福祉協議会にも今回の経験をいろいろな場でとりまとめて報告をしていただこうと考えている。NPO やボランティア団体の方を対象に県内でセミナーなどを行う際に、今回の災害を踏まえて、地域で活動する一員でもあり、地域の復旧活動を支援していただきたいということで、啓発を引き続き行っていきたい。

【大澤委員】

市町村アンケートでは、ボランティアの協力が十分得られたというのが5団体、一方であまり得られなかった7団体、全く得られなかった2団体、そういった声もある。市町村等の声を踏まえて今後よく協力体制のあり方については協議いただきたいと思う。

【県民・生活文化課】

おそらく十分に協力を得られなかったということは、市町村の防災担当部局と地域の活動、

NPO やボランティア団体とあまり接点がないと思われる。どうしてもボランティア団体、NPO 団体は市町村の中でも地域系の部署が所掌したため、防災部局と接点が少ないということで連携が難しかったのかもしれない。今後、これから当課でも周知を図り、市町村の災害の対応と連携できるように取り組みたい。

【大澤委員】

市町村の意見を踏まえて県の方で対応していただきたい。

【山根委員】

直接今回の台風災害との関係ないが、以前、県社会福祉協議会に出向していた。いくつか県外で起きた災害の対応などもさせていただいた。その経験上、県の災害ボランティアセンターや市町村の災害ボランティアセンターが行政と連動しながら手を携えながらやる、これは当たり前のことだが、県社会福祉協議会も市町村社会福祉協議会も裕福な団体ではない。少し財政支援という視点で今後検討を加えていただければありがたいと思う。

もう一点、千葉県災害ボランティアセンターを立ち上げるときには、地域防災計画の中に規定があると思われるが、閉所の時期が大きな課題になっていると思う。閉所の際にもしっかりと評価分析をして閉所に導いていただきたい。

【吉井座長】

これは災害が起こるたびにボランティアセンターに対する調査を行い、どういう課題があったのか、例えば資金面、要員面、要員だったらどういう要員が足りないのか、いろいろな課題が出てきている。毎回災害のたびにやっているところは多いが、そういう記録や調査をしっかり行い今後に活かしていければいいと思う。

【坪木委員】

先ほどの閉所の件、全く同感で、災害復旧は非常に長期化する。今回のように異なるタイプの災害が続いた場合は特に長期化すると思う。そういった場合、今回は立ち上げという点がテーマだが、どのように維持されていつまで維持されるのかといった観点での検証というのがあるとよいと思う。

【吉井座長】

復興ボランティアみたいなものとずっと続いている。

【県民・生活文化課】

災害ボランティアセンターについては、27 立ち上がっており、10 月 25 日の大雨の時に茂原市や長柄町が最後に立ち上げ、長柄町の閉鎖をもって全て終了となった。

ブルーシートについては、まだ県外の団体などに支援いただいております、またニーズもあり、閉所にあたってはホームページにただ掲載するだけではなく、引き続き社会福祉協議会の通常の登録でやっているボランティアセンターで対応しますと、そういった形で引き続き被災者のニーズに対応する形でクローズしている。また、南房総市の社会福祉協議会などは毎日毎日ブルーシートの展帳の状況などを SNS でアップをしており、技術系のボランティアの募集も引き続きやっている。

閉所の問題はあるが、復興は長期にかかるため長期の対応にも耐えられるように誤解のないような形で閉所という形でやっていきたいと考えている。

カ その他（大規模停電への対応等）

【吉井座長】

最初に重川委員、退場される前にお話しいただければと思います。続いて坪木委員にご発言をお願いしたいと思います。

【行政改革推進課長】

大規模停電への対応ということで、基本的には東電ということで県ができることは限られている。停電が起きたときにどう対応するかという主旨を記述している。

【重川委員】

市町村の方から実際に聴いて、県ルートでの要請と市町村ルートでの要請があり、県と市町村の役割について、県は調整機関という位置づけがあって、本当にこういった場合県の調整が必要なのか、市町村が独自に小回りがきく形でやったほうがよいのではないかと、あるいは県で調整することが実際に可能なのか、そのあたりが少し疑問に思う。

県は調整機関としての立場があるが、現実、調整すべきか、調整が可能か、調整が必要かというところがちょっと疑問です。

【坪木委員】

電力との関係という点で、今回電力の復帰が当初よりも毎回情報が出るごとに伸びていった点が大きな問題だったと思う。電力会社としてはよい情報を出したいという気持ちがどうしても働くので、どうしてもそういう傾向になりやすいと思う。そのあたりを少し県の方がうまく調整して、余計な期待を持たせないような情報の出し方というのがあってよかったと思う。

【吉井座長】

重川委員が指摘いただいた調整の問題、県の役割について、国や東電、さまざまなところが資

源を持っていて対応しなくてははいけない。県としてどういう立場で、どういう調整をしたらいいのか、いかがでしょう。難しい質問ですが。

【山根委員】

今回の台風災害の関係で市町村長の意見を集約すると、命を守る施設で、病院や社会福祉施設、水道供給施設など、そこに重点的に優先的に電源車を配置してほしかったというものがある。そういうことも県の調整の一部役割になると思う。

【危機管理課長】

電源車の優先的な配置について、東京電力や県健康福祉部等関係部局と防災危機管理部が中心となって、優先的な配置の仕組みづくりを始めたところである。

【吉井座長】

国が今システム構築しようとしている物資の中に、電源車とか非常電源、そういうものも入っている。

【災害対策室長】

国が4月から物資の支援システムを導入するということについては、詳細の説明がこれから3月になっているため、まだ細かい部分まで把握していないが、4月1日から稼働させたいという情報はある。

【吉井座長】

たぶん過剰な期待が市町村側にあつて、発電機を県がたくさん持っているというような誤解があり、実際もっているのは簡易的なレベルのものが多かった。そういう意味で情報共有ができていなかったのが過剰な期待も生じてしまった。

電源車の配置の優先順位がかなり難しかったというか、それでどこまで配置するか、事前に市町村や重要施設との間で相当綿密な優先順位、配置の問題を検討しておかないと無理である。実際起きた後にやろうとしても難しい。検討される予定はあるのか。

【災害対策室長】

今回の電源車の派遣にあたっては、経済産業省、東京電力、県で協議しつつ進めた。その中で優先順位をつけることは非常に時間がかかるということで課題となっているが、現在、県で施設ごとに自家発電機があるのか、ある場合には重油なのか軽油なのか、燃料の種類、そういったもののや電源車を運ぶにあたって必要な情報のリストを事前に作る形で照会し集計を行っている。それを踏まえて今後災害が起きたときに対応できるように、更にその中である程度優先順位をグループ分けできるような形での基準も示せるように準備を進めている。

【大澤委員】

東電側と災害対策本部立ち上げからどのような情報のやりとりをしていたのか。停電の原因となった倒木の撤去でも電線は東電の管理なのでやたらにさわれず、復旧が遅れたということをついいろいろな方面から聞いた。今後の対策として強い風台風に備えて電線の回りの森林管理というのをどういう風に行っていくのか。

【災害対策室長】

東京電力とのやりとりについて、停電が起きた際に県からも連絡してリエゾンに来てもらった。実際に停電の区域や復旧の見込み、そういった情報を災害対策本部に入れてもらう形でやりとりは当初から行っていた。ただ、東京電力の記者会見のタイミングなどの情報が、記者発表した後に情報が来るようなケースもあった。

【大澤委員】

リエゾンはどういうレベルの方か。

【災害対策室長】

部長の方だった。

【大澤委員】

その方はそういった情報に早く触れられる立場の方だったのか。

【災害対策室長】

役職からするとそういう立場にあったとは思いますが、県からは東電が発表するときには事前にこんな形で発表するものを頂戴したいとお話した。

【大澤委員】

記者会見の同じ時間でほぼ情報を知った、あるいはその後ということか。

【危機管理課長】

当初は会見の後に情報をいただいたが、その後は事前にいただけるようにした。

【大澤委員】

途中でもっと強い要望はしなかったのか。

【危機管理課長】

何度かこちらから強く要望はさせていただいた。

【吉井座長】

災害救助法の適用の問題を伺いたい。

4号適用ということだが、1号から3号だとなかなか時間がかかってしまう。4号適用は難し

い。どうやって早くこれを適用するか。遅いと意味がない。なかなか風水害で難しい。今回の教訓を受けてどうやって早く出すか。4号基準の適用を決めるか。何かご検討されているか。

【防災政策課】

今回4号適用という形にしたが、本当に対応に苦慮した部分があった。今後については、まだオフィシャルな形ではこれをどうするという検討は始めていないが、今回の教訓は後々に活かしていかなければならないと考えている。

情報収集を改善し、4号適用のケースもあり得るんだということを念頭に置いて、市町村ともこういった対応があり得るということを共有していきたいと考えている。

【吉井座長】

情報が集まってから4号適用するのではなく、救助法の適用を例えば24時間以内に決めるなど、タイムラインを決めてしまい、その範囲内で迷ったら基本的には適用する、そういう形でやらないと、たぶん情報を一生懸命集めることになり、集められないと苦勞することになる。だったら逆に時間を決めてしまった方がいいと思う。

(2) 市町村アンケートについて

【資料6に沿って行政改革推進課長から説明】

【山根委員】

アンケートの感想ですが、問17で一番ネックになったところだと思いますが、「正確な被害情報がなかなか把握できず、県への報告を行うことがすぐにはできなかった」との回答が37市町村にものぼる。これに対する対処は、これから求められるのはリエゾン派遣で、リエゾンの資質向上などやっていくんだと思う。今回のアンケートは、膨大でしっかりとしたものであり、県の財産といえるものである。アンケート結果を踏まえ、県の地域防災計画課やマニュアル等に活かしてもらいたい。

【大澤委員】

市町村アンケートの結果に対する感想は、2点ある。

1点目は、情報の収集と共有が重要であるということである。市町村は、住民対応が大変だったと思うが、情報収集の必要性も認識してもらいたいと思う。県への報告システムが煩雑だったということもあるのだろうが、概要だけでも県に伝えるべきできあ。国や県は、災害の規模を

把握したうえでマスコミにも伝え、マスコミが広く報道することで、住民が災害の規模を把握し、併せてボランティアなどの民間の支援に結びついていくことになる。情報の収集、共有が非常に重要と強く思った。

2点目は、県のリエゾンの在り方についてである。市町村からのアンケートで、県から派遣する職員として、防災経験者の派遣を求める要望が多かった。県の職員全員が防災経験者になることは難しいので、リエゾンに派遣される職員への定期的な研修などが必要であろうと思う。

【吉井座長】

分野3～5についても事務局からの説明をお願いしたい。

ア 情報収集、

イ 人的支援（業務支援）、

ウ 物資支援

【資料4に沿って行政改革推進課長から説明】

【山根委員】

情報収集及び物的支援のいずれについても、キーワードは、リエゾンである。

リエゾンが有効に機能していれば、今回の災害対応の反省点について強化できるところが多いと思う、ただし、「リエゾンの資質向上」と一括りに言っても、簡単なことではない。県の行政職員は7千人程度いるので、どのような職員を派遣するのか。4月の定期人事異動が行われたときに、リエゾンで派遣する職員の指定と派遣先を決め、カリキュラムなどを通じた研修をしていくべきであると思う。形だけのリエゾン派遣が先行しても意味がなく、実効性のあるリエゾン派遣が必要である。

【防災危機管理部次長】

実効性のあるリエゾン派遣ができるように体制を整えていきたい。

【吉井座長】

検証をするには、実態を正確に把握する必要がある。

情報収集について、「何らかの方法で市町村と連絡をとれる状態にあった」とある。

通信が生きていた、情報をとろうと思えばとれた、あるいは伝えようと思えば市町村からも伝えられた。実際はどういう情報を、いつ、どこの市町村からどのような情報を受けていたのか、

県はどの時点でリエゾンを派遣して情報収集を行ったのか、結果はどうであったのか、特に初動時について把握する必要がある。通信が生きていたということであれば、市町村がやってもいいし県がやってもいい。

市町村のアンケート結果からは、「住民対応等の目の前の仕事に追われて被害状況を把握できず情報を県にあげられなかった」、「県に情報をあげてもメリットがないと思って情報を県にあげなかった」というようなことが読み取れる。目の前の仕事を優先して、被害状況が把握できないから報告はできない、それで県に報告していなかったと思う。では、県はどのように対応したのか。

国の検証において、「千葉県は受け身の態勢ではなかったか」という検証がされているが、千葉県は、市町村からの情報を待っていたのか、それとも、積極的に情報をとりにいったのかその辺りの実態の記載がないので、一覧表等で示してもらいたい。

また、他の情報収集の手段が十分に機能しなかったのか、特にヘリによる情報収集については、システム上の問題があったかもしれないということであったが、前回の説明では明確にならなかったもので、今後示してもらいたい。

市町村アンケートの結果において、「自衛隊派遣に係る市から県への要請について、県が否定的に捉えていた」とあるが、これは重要な問題であるので実態を知りたい。自衛隊派遣の要請について、市町村から県への不満が多い。一般的に、自衛隊の派遣要請について問題になることは少ないのであるが、これは何であろうか。確かに、自衛隊派遣を要請する場合、非代替性の要件などがあるが、阪神大震災以降、非代替性の要件は厳密に運用しないこととなっている。

【災害・危機対策監】

自衛隊の派遣要請は、優先度が高い案件から要請をした。

電力復旧のための倒木処理を優先した結果、市町村道や林道の倒木の処理など直ちに応じられないものもあったが、市町村からの自衛隊派遣の要請については、要請の要件に合致したものは全て行った。

【吉井座長】

リエゾンの質の向上は難しい。市町村の要望を見るとかなり高度な要望をしている。情報の連絡だけではなく、人的支援や救援物資の量がどれくらい必要か分からないので、代わりに対応してほしいとか。そうなるとうっかり過剰なことになってしまっていて、総括支援チームのような話になってしまう。そういう人を育てるのは大変。養成するための仕組みが必要。

【危機管理課長】

リエゾンとして派遣する職員の事前の指定や研修などを通じて、質の向上を図っていく。

【防災危機管理部次長】

県ができることと、市町村がやるべきことの棲み分けについて、お互いの認識を合わせることも重要でそういった機会をもうけたいと思う。県でも送れる人間や養成にも限界がある。

リエゾンのマニュアルを作る予定である。

【山根委員】

リエゾンは、一担当が行うような話ではなく、組織で対応すべきであり、班体制で行う。

1人1人の質の向上というレベルの話ではない。

【吉井座長】

災害対策本部設置前と後で、情報収集をする職員がどこにいて、どういう手段を使って情報収集してたのか。情報共有をどういう形で行っていたのか。熊本県の報告書を見ると、災害対策本部の配置や情報共有がうまくいったのかということも分析している。配置や動線の問題も重要である。各自席でやっていると情報共有は難しい。

第4回令和元年台風15号等災害対応検証会議 会議概要

1 日 時 令和2年2月17日（月）午前10時から午後0時

2 場 所 本庁舎5階 特別会議室

3 出席者

【委員】

吉井博明 座長（東京経済大学名誉教授：災害危機管理全般）、

大澤克之助 委員（株式会社千葉日報社代表取締役社長：報道機関）、

坪木和久 委員（名古屋大学宇宙地球環境研究所教授：気象）

紅谷昇平 委員（兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科准教授）

山根康夫 委員（千葉県市長会事務局長・千葉県町村会常務理事：市町村連携）

【県：事務局】

清水総務部次長、富沢行政改革推進課長、池本副課長、

【県：防災危機管理部】

岡本防災危機管理部長、萬谷防災危機管理部次長、櫻井防災政策課長、内山政策室長、

旭危機管理課長、荒井災害・危機対策監、室田災害対策室長、

【県：関係課】

大塚県土整備政策課副課長、石橋道路環境課副課長、田村河川環境課副課長

4 議 題

（1）台風15号等への対応に関する検証について

○最終報告（草案）等について

【資料「最終報告（草案）」に沿って行政改革推進課長から説明】

【紅谷委員】

前回欠席したので、前回の会議に関連することで、2点質問したい。

1点目は、災害関連死について。

台風15号の災害について、9月の暑い時期に関連死2名は少ないとの印象である。市町村が関連死の認定を行うが、厳しく認定したということはあるか。県として、市町村に対し、災害死の認定に関する基準等について連絡をしたということはあるか。

2点目は、災害ボランティアセンターについて。

最近のトレンドとして、県や市町村の災害対策本部会議に災害ボランティアセンターの代表等がオブザーバーとして参加することが多い。千葉県においても、そのような取組みがあったのか。

最後に、市町村へのアンケート結果についてであるが、アンケート結果について、グラフ化されて、見やすくなっている。アンケートの自由回答において、市町村が選択肢で表せない思いを記載している。こうした市町村の意見について、各検証の本文においてかなり反映はしていると思うが、典型的な自由回答の意見、リエゾンについての意見、県が防災危機管理部だけで対応し全庁的な対応ができていなかったのではないかという意見等についても、拾ってもらえるとありがたい。

【防災政策課長】

1点目の災害関連死について。

災害関連死について、昨年の3・4月頃に内閣府から示された「災害関連死の定義」について、速やかに市町村に連絡をした。その後に、県土整備部が開催した市町村への説明会でも説明を行っている。また、発災後においても、あらためて周知をした。

災害関連死の認定については、内閣府から示された基準に基づいて、市町村が認定の判断を行っていただいたものと理解している。

2点目の災害ボランティアセンターの代表等の災害対策本部会議の出席について、今回の一連の災害において、オブザーバーとして参加してもらったということはない。

【紅谷委員】

オブザーバーとして参加していないとしても、県と情報交換ができていればよい。

【防災政策課長】

災害ボランティアセンターとは、適宜、情報交換をしており連携はとれていたものと考えている。

【行政改革推進課長】

市町村へのアンケート結果の反映については、代表的なものについて整理するように工夫を試みたいと思う。

【吉井座長】

市町村へのアンケートの生の結果は、関連資料として登載するのか。自由記載欄にかなり辛辣な意見もある。

【行政改革推進課長】

第3回検証会議の資料で用いた「市町村へのアンケート結果」については、自由回答欄の分も含め最終報告書の関連資料として、そのまま登載する。

【吉井座長】

市町村へのアンケートには、自由記載欄にかなり辛辣な意見もある。誤解していると思われる意見もあるが、資料としては貴重であるので、省略することなく登載するのがよい。

【山根委員】

今回の一連の災害で問われたことは、県と市町村との連携である。

日頃から防災部局同士で連携をとっているのだと思うが、いざ災害が起きたときに、県との連絡調整がうまくいかなかったという声を耳にしている。

あらためて、県と市町村との連携を強化していく必要あると考える。

【防災危機管理部長】

市町村との連携については、リエゾンの派遣、物資の支援等に関して見直しを進めており、今年度中に市町村に説明をする予定である。その他にも、市町村からのヒアリングや、訓練等を通じて連携を強化していく。

【吉井座長】

山根委員と、同意見である。各分野で共通する課題は、県と市町村との連携不足である。

情報収集をシステムに頼り過ぎたこと、定性的な情報を収集できなかったこと、人的派遣に係る市町村のニーズを把握できなかったこと、物的支援も情報の共有ができなかったこと、自衛隊の派遣要請がうまく調整できなかったこと等、様々なところで県と市町村との連携不足ということが出てきている。

1番の大きなことは、県の態度の問題で、県が市町村に寄り添うという配慮が必要であると思う。最終報告書には書くことは難しいと思うが、県は市町村を通じて県民を支援していくという強い姿勢が若干希薄であったのだと思う。

【大澤委員】

山根委員、座長のいうとおり、県と市町村の連携が今回1番問われた。

担当者レベルも含め、顔の見える関係になっていれば、違う対応ができたのではないかな。

一時期、電話が停電で使えなかったが、県と市町村の連絡手段は途絶していなかった。しかし、県と市町村で連絡をうまくとりあえていなかった。これは何故なのか、検証会議を通じて疑問に感じていることである。

やはり、普段からのコミュニケーションにおいて課題があったのではないかな。それが、災害対

応という緊急の時に、出てしまったのではないかと思います。最終報告で扱うかどうかは別として、県と市町村との関係そのものを検証する必要があると思う。

【吉井座長】

この後の説明で出てくるかもしれないが、今後は、県の市町村連絡員（リエゾン）を事前に指定し、顔の見える関係にしていくということによいか。

【防災危機管理部長】

市町村連絡員（リエゾン）については、地域振興事務所の職員を即座にリエゾンとして市町村に派遣することとしている。また、本庁の職員についても、リエゾンとして派遣する者を事前に指定をし、派遣先も決めておくこととしている。

【坪木委員】

私は、違う観点から意見を言いたい。

第2章の「気象概況」について、丁寧にまとめられていると思う。ただ、今回の一連の災害が、これまでにない災害であったということについて、もう少し追記する必要があると思う。

風速であれば、気象庁に問合せをすれば、過去の風速と比べてどれくらいの位置付けになるのか教えてくれる。降水量や台風についても同様である。あまり専門的なものになると大変なので、可能な範囲で記載してもらおうとよいと思う。

台風15号、19号、21号により大雨のいずれについても、これまでにないような災害であった。さらに重要なことは、それが3つ連続して発生したということである。それに対し、どのようなレスポンスをしたのかということが重要である。そうしたことを明らかにすることが、今後の参考になるものと考えます。

【吉井座長】

坪木委員の意見は、全国規模の範囲で捉えて行うのか、千葉県範囲で捉えて行うのか。

昨年度に、関西で大きな風水害が起きていて、類似した災害は起きている。

【坪木委員】

関東くらいの範囲で、今回の一連の災害を位置付ければよいのではないかと。

【防災危機管理部長】

過去との風水害との比較については、データを集めて、記載の仕方について委員とも相談して追記していきたいと思う。

【坪木委員】

気象台の職員が県に常駐しているということなので、その職員にも意見を聞くなりして追記し

てもらいたい。

【紅谷委員】

最終報告（草案）の４頁に私からの意見として、「停電ですぐに意思決定ができなかったのはある程度仕方がないところもある」との記載があるが、これは、「東京電力の当初の発表に基づけば仕方がないところもある」ということである。

また、９月１０日時点において、県に危機感があまりなかった理由として、２０１８年の北海道胆振東部地震や、関西での台風２１号の災害について認識をしていなかったことが挙げられるのではないかと推察する。そこで、千葉県以外で起きた災害についても知っておいてもらいたいし、防災について詳しい職員を育てて幹部に進言できるような態勢としてもらいたい。

また、銚子气象台からホットラインで、台風１５号の上陸前に「気を付けてください」との連絡があるのが通常であると思うし、その連絡がいかなかったのが疑問である。これは、県の対応に係る検証であるので、検証の対象そのものには入らないかもしれないが、県と銚子气象台の連携も必要であると考えます。

【吉井座長】

当初の市町村からの被害情報で、一部損壊２００棟という情報があり、「２００棟」という情報にかなり影響されたという印象を持っているが、あがってきた情報だけで判断するのではなく、その情報からラフでもいいので被害を予測する必要があった。発災当初、防災危機管理部の職員だけで対応できるという甘い見通しでの対応となってしまった。

今回のその教訓を資料として残していくべきであると考えます。そこで、「被害の件数が増えてきたことを示す資料」と「どこの市町村から情報が入ってきたのかに関する資料」が必要である。

【行政改革推進課長】

資料の作りとしては、表やグラフなどで時系列的に推移を示すのか、それとも、白地図のようなもので示すのか。

【吉井座長】

そのようなイメージである。

もう１つは、風速との関係で見ると、どのくらいの風速で建物の被害が発生するのかということが分かれば、坪木委員に意見も聞きながら、まとめられたらよいのではないかと。

【坪木委員】

風速が分かれば、どのくらいの建物の被害が生じるのか、分かるような段階にはなっていると思う。どこかの保険会社でそのような被害想定をしているところがあったと思う。

【紅谷委員】

災害の初期の情報は、正確ではないことが多い。東日本大震災の時も、気象庁は、津波が到達するまでは「マグニチュード7.9」であると言っていた。しかし、蓋を開けてみたら、「マグニチュード9.0」であった。

「何故、自治体の職員は逃げずに津波にのまれたか」ということを質問されることがあるが、防災に詳しい職員であれば、「宮城県沖でマグニチュード7.9なら想定された宮城県沖地震」だと考え、津波はこれくらいだと分かってしまうので、安心してしまう。

東京電力の復旧見込みも同じようなものである。図上訓練を行っても、自治体職員はいつも正確な情報を基に意思決定をしているので、誤情報を流すと、その誤情報に引きずられることになる。その後、修正情報を流しても大混乱が生じる。

常に、「あがってきた情報が正しいのか」、「被害はこれくらいではないか」ということを考えて行動をすることが必要である。

【政策室長】

被害想定について、できることはないかと考えている。

国の研究機関に、「被害量を面的に捉えることはできるのか」相談をしているところである。

難しい作業とは聞いており、長い時間を要するかもしれないが、今後の課題として被害想定が検討をしているところである。

【吉井座長】

専門家に聞くと細かいものがでてくる。しかし、様々な前提があるなかで、詳細なものは、役に立たないことが多い。

詳細なものでなくとも、例えば、どのくらいの風速であれば、およそどのくらいの被害が生じるのか、可能であれば、大阪での台風21号の被害なども踏まえながら、およその想定をすればよいのではないかと思う。

2巡目になるが、他に委員からの意見はないか。

【山根委員】

災害対策本部の設置について、9月8日の時点で災害対策本部を設置している市町村があり、県にも情報として入っていたと思う。

今後の検討課題として、例えば、市町村の1割が災害対策本部を設置したことを知った段階で、県の災害対策本部を設置することなどの対応がとれないか。

【防災危機管理部長】

風水害における災害対策本部の設置基準については、見直しを行っている。

委員の御指摘については、市町村の災害対策本部の設置状況だけで判断してよいか、客観的な情報も含めて判断をする必要がないかということもあるので、今後検討していきたい。

【坪木委員】

災害弱者（要支援者）について、今後どのように対応するのか、記載がないように思う。大きな項目としてあったほうがよいのではないかな。

【防災政策課長】

福祉施設等については記載があるところではあるが、どのような形で避難所を運営するか、要支援者への支援をどうするのかについては、あらためて市町村からヒアリングをする予定である。その中で優れた事例等があれば、各市町村に紹介をするなどの対応をしていきたいと考えている。検証にそぐうものであれば、少し追記をしたいと思う。

【坪木委員】

災害弱者は、もっとも避難所に行くべき人であると思うが、避難所に行くことも大変であるし、「避難所に行ったあとに迷惑をかけるのではないかな」と思い避難所に行かない人もいるとの意見を聞く。そのような意見も拾い上げれば、避難所の運営の改善など将来につながっていくものと思う。

【吉井座長】

災害関連死にも関係してくる話である。今回は、2名の方が災害関連死で亡くなっている。その方は、施設入所者ではないが、高齢であった。そのような人たちに、いかに広報で呼びかけるか重要である。県は所管外であるという冷たい対応ではなく、県としてもしっかりと広報活動をしてもらう必要がある。

【大澤委員】

133頁の「災害時における広報」について。

携帯電話をどこで充電できるのかなど、国の機関でも充電を行えることが住民に伝わっていなかったということも起きている。広報について、国とも連携して対応していつてもらいたい。

われわれ、報道機関もその責務を負っている。

【行政改革推進課長】

市町村等とどのように連携して広報したのかという視点の記載についても、調整していきたい。

【大澤委員】

先日、上総地域のローカルFM局の創立記念にいったが、災害時にローカルFM局は役に立つ

という意見があった。こうしたローカルFM局も活用したほうがよいと思う。

【紅谷委員】

防災行政無線が使用できない場合に、市町村が主体となって臨時災害放送局（臨時かつ一時的な目的のためのFMラジオ局）を設立することになっているが、市町村にその意識が無いことが多い。県の地域防災計画の改定の際に、「臨時災害放送局設立の支援」や「人材のコーディネート」なども入れられればよいと思う。

災害時の報道については、被災者に情報を伝える強力な力を持っている一方、過度な取材が災害対応の障害になるということもある。取材のルールについて、今回の災害の教訓などがあれば、記載してよいかなと思う。

【吉井座長】

防災行政無線が故障したというアンケート結果もあるので、ローカルFM局の開設支援について、県ができる支援について検討してもらいたい。

【行政改革推進課長】

その辺のことについて習熟している県や市町村の職員はあまりいないと思うが、他の自治体でそのような支援の例があるのか。

【紅谷委員】

そのようなノウハウがなければ、そうした支援を行っている外部の団体の活用や、ノウハウを持っている職員を臨時で雇うなどの対応でできると思う。

○風害・水害対策（公共土木施設等）

【河川環境課から説明】

【山根委員】

色々課題はあったと思うが、解決の方向性に到達していない感じがする。今後、解決の方向性の記述は入ってくるのか。

最終報告117ページは代表的だが、今後、記述の修正はあるのか。

【行政改革推進課長】

十分調整する。

【吉井座長】

25日の大雨で色々問題が出てきた。どこに課題があり、その対策としてどのようなことを考えているのかを書いてほしい。土砂災害については、警戒指定区域指定の遅れがあった。指定されていないところで起きた。危険箇所を市町村と調整していると話があったが、これは、警戒区域に指定できなかったところで、危なそうなところという意味で良いか。

【河川環境課】

これまでの警戒区域の指定の対象として調査の対象ではなかったところでもがけ崩れが発生したことで、そういったところの情報も土砂災害の恐れがある箇所として地元の市町村から情報があつた場合は、県と市町村で共有して警戒区域指定の対象になるかの調査であつたり、住民の避難行動に結び付ける仕組みを作ろうということで、市町村と意見交換を始めたところである。

【吉井座長】

警戒区域は2年で指定を進めますと。そこで漏れているところは、危険箇所ということでフォローして行って、市町村と連携しながら対応していく。土砂災害警戒情報が出た場合は、危険箇所も含めて、避難してもらう方向で考えているのか。

【河川環境課】

そのような仕組みづくりについて市町村と意見交換を始めたところである。

【紅谷委員】

「参考資料1」113ページ、がけ崩れで亡くなった方、警戒区域で亡くなった方が何人、基準外で亡くなった方が何人か、基準は満たしているが、指定がまだで亡くなった方が何人か。

また、車両ごと流された方がかなりいるが、これは市町村が避難勧告を流した前か、後か。

【河川環境課】

避難勧告を出した前か、後かはわからない。

【紅谷委員】

避難勧告は防災危機管理部の担当か。県土整備部の担当か。

【防災危機管理部長】

防災危機管理部の担当である。

【紅谷委員】

過去の災害で明らかになった教訓と同じで、2年で進めるのであれば、なぜ土砂災害警戒区域の指定が進められなかったのか。疑問として出てくると思う。

【吉井座長】

今後2年間でやるということは、住民説明会が時間がかかったりして大変である。住民説明会は

後にするという事か。

【河川環境課】

これまで、説明会では、丁寧な説明を行い、参加された方からのアンケートに対して、疑問点を一つひとつ丁寧に回答していた。今後は、法制度の趣旨や土砂災害の危険性の周知に重点を置くことに改め、指定を速やかに進めるように取り組んでいきたい。

【吉井座長】

人員を増やすということか。

【河川環境課】

体制としても増やしていきたい。

【紅谷委員】

広島土砂災害の後、指定を進めるような話も出ていたので、同じことがないようできるだけ進めてほしい。

【大澤委員】

一宮川は、過去、度々水害が起きている。住民によると、今回の災害が一番ひどかった。一方で、一宮川は、ずっと河川改修をやっているが、どうして今回が一番ひどかったのか。資料（令和2年度組織及び定数の見直しについて）の8ページに一宮川改修事務所が新設されるとあるが、これによってどう改修のペースがあがるのか。

【県土整備政策課】

一宮川改修事務所については激甚災害の事業を採択されたことで新設され、その事業を進めることが第一と考えている。

今回被害が一番大きかったことについては、後で回答させていただきたい。

【坪木委員】

水位周知河川は、県が指定した河川か。

【河川環境課】

千葉県が管理する河川のうち、26河川を指定している。

【坪木委員】

情報提供について、国との連携、情報交換の体制はどうか。

【河川環境課】

県では、水防計画書を作成し、県と市町村が大雨の警戒対策として、どのように取り組んでいくか定めている。河川の水位の情報についても、県が管理している河川は県が、国が管理してい

る河川で県に係る河川は国が、どういった場合に、どこにどういった内容を周知するかは計画に定められている。河川の水位が上がった時には、必要な段階で、河川管理者から市町村に情報が伝達されるようになっている。

【吉井座長】

沿川の市町村は、自分のところがどうなるか水位を知りたい。それがわからなくて、避難勧告指示を出すのは難しい。かなり水位計を入れる必要があると思うが、どのくらい入れるのか。

【河川環境課】

まず、水位周知河川に設置されている重要な水位観測所について補完する目的で、26 河川は優先で検討し設置していきたい。それ以外については、今後、検討していく。

【吉井座長】

浸水想定区域の調査に上流は入っていないと思う。浸水想定区域として地図に塗られていないと安全だと思ってしまう。対象地域となっているか、いないかは明確にしておかないといけない。どのくらいカバーしているのか。

【河川環境課】

26 河川については、本川、支川を含めて、一連で浸水想定シミュレーションをしている。その結果を、市町村へ情報提供している。

【吉井座長】

内水判断は難しい。滋賀県はかなり大胆に判断しているが、千葉県はどう判断しているか。滋賀県の取組の場合、内水氾濫であっても浸水が深くなるところがあって、そこは立地規制をかけている。そのようなことも含めてやってもらおうと将来的に良いと思う。

さきほど、ある自治体の話も出たが、県と市町村との連携、広島県の場合、県が市町村と同じデータを見て、アドバイス、相談をしながら出しているが、千葉県の場合どうか。

【防災危機管理部長】

その自治体の場合、レベル3の避難準備を出した段階で、その後雨が強くなり、次の避難勧告を出せないままとなった。

【山根委員】

首長の話を知っている。避難勧告が遅れたという話が一部あるが、遅れたというよりは、あまりにも激しい雨で、出すことが命の危険と感じて、積極的に出さなかったと聞いている。国の聴取においても、首長は、こういう形で避難勧告は出さなかった、出さなければいけない意識はあるが、日中でも出すことに危険を感じたと直接聞いている。

【吉井座長】

問題は、そのようなときに、県と市町村はどういう連携をするのか。避難勧告を出さなかっただけを捉えて非難されるのはかわいそう。同じような状況は過去にも事例がある。県の役割として、そういう時にどういうアドバイス、協議をしながら、最適な対応はどうか。市町村との連携は相談する必要があるが、そういうことをやってあげないと、もっと良い連携にはならないのではないか。

【災害対策室長】

夜中であれば早めに出すなど、市町村とも連携を取り合って、やっていきたい。

【大澤委員】

その自治体は一宮川の上流区域であるが、浸水想定区域に入っているか。

【河川環境課】

全ての範囲が入っているわけではないが、人的被害があった箇所は、12月に公表する以前の浸水想定区域には入っていなかったが、12月に新たに公表した区域には入っていると考えている。

【紅谷委員】

台風15号、19号のような大きな災害の後は、住民の防災意識も高まり、行政も気を付けるので、同じような被害は出にくいと先入観があったが、10月25日の大雨では10人を超える犠牲者が出ている。個人的には、台風15号より、10月25日の大雨の方が問題があると感じていた。今年、同じようなことが起こった時に被害が出ないように対策を取れるのか。これが一番大事である。今年が無理であれば、数年後に同じことが起こっても大丈夫か。浸水であれ、土砂災害であれ、県だけでは防ぐことはできない。市町村、气象台、そして住民の防災意識を高めるにはメディアの方がどういう災害報道をするかも大事で、行政対応だけの問題ではない。住民の防災意識の方にはあまり注目されなかった結果がこうなったのであれば、残念であったと思う。

県が対策しただけで被害が防げるのか。そうではない。県がこれだけやったら大丈夫と住民の方が思ってしまうと、油断が怖い。県が頑張ってもできないことある。県民の方に自覚を持って自ら対策してくださいと、県でできないことはきちんと伝える。同じようなことは起こらないようにしていただきたい。

【吉井座長】

住民に動いてもらわないといけない。移動中の犠牲者が多い。昼間に大雨が降った場合、移動中の事故を防ぎたい。県と市町村が連携して積極的に呼びかけるべき。知事が県民に呼びかける

ときも、時間を踏まえた呼びかけをする必要があると思う。移動しなければリスクも減る。広報の仕方も考えてほしい。

○最終報告（草案）等について

【吉井座長】

アンケートからは市町村の県のリエゾンに対する過剰な期待がみえる。リエゾンに被害の状況を報告するといっても市町村に入ってきた情報をうまくまとめる、あるいは空白域があるならこういう空白域があると報告する。マニュアルをしっかりと書かないといけない。被害状況の把握だけでは難しい。支援のニーズを把握してほしいと。市町村の担当は忙しくてできないので、そこはリエゾンにお願いしますと期待している。でもなかなか難しい。市町村とうまく連携する必要があるがどうやって連携したら良いか。そのあたりをうまく書き込んでほしい。

【行政改革推進課長】

訓練・研修はしたとしてもやれることには限界がある。

【災害対策室長】

リエゾンについては、指定を完了した。マニュアルも整備した。災害対応中もマニュアルはあったが、今回の災害を踏まえて、リエゾンはどういう仕事をするか、どういった役割で現地に入るのか。明確にした上で派遣するよう整備している。今後、市町村へ回るので、市町村ともすり合わせを実施する。

【吉井座長】

市町村と顔の見える関係をつくるということであるか。

【災害対策室長】

地域振興事務所の者も役割については、担当市町村を決めるので、顔が見える関係を作っていくことでマニュアルを作成している。

【大澤委員】

国のリエゾンとの役割分担、調整はどのようになるのか。

【災害対策室長】

今回は市町村の意向を聞いたうえで、派遣していた。国に対し、県のリエゾンの仕組みを説明していく。それぞれがバラバラに動いた結果、物資がダブってしまったこともあったので、整理も必要であると思う。

【山根委員】

異動しても、新たな人に引継いでいくのか。

【災害対策室長】

現在、メンバーは確定しているので、異動があっても時間は短い中でメンバーは指定する。

【吉井座長】

今回の災害は、県の全域的に被害があった。現地派遣班が最初に行く。人数少ないので、出遅れた。現地派遣班とリエゾンは今後どういう関係になるか。全体的な調整は現地派遣班がやるようにも書いてあると思うが、広域的な対応は取れるのか。

【災害・危機対策監】

検討中ではあるが、現地派遣班は必要な時に現地に行ける体制を維持しながら、リエゾンの交代の業務に携わるよう調整をしている。リエゾンの派遣の交代調整は、現地派遣班が庁内に残って、必要に応じて現地に行く。広域的なものをまず対象にすると考えている。

【吉井座長】

リエゾンは情報収集であれば情報班の指揮を受けるわけだが、現地派遣班とどちらの指揮に従うのか。

【災害・危機対策監】

情報の提供については、情報班になるが、派遣の交代については、現地派遣班であると考え、調整をしている。

【吉井座長】

最終報告の概要は作成するのか。

【行政改革推進課長】

最終報告と併せて、全体を見渡せるもの、総括的な資料を作成する予定である。

【坪木委員】

最終報告はどういう形で公開するのか。

【行政改革推進課長】

県の関係機関、市町村については、印刷したものを配布する。それ以外はホームページに掲載することになると思う。他県の方に参考にしていただくことも考えている。

【山根委員】

出す時には記者発表はするのか。

【行政改革推進課長】

発表に併せて、報道機関向けの説明もする予定である。

【山根委員】

最終報告が出たら、しっかりフォローする必要があると考えている。

【行政改革推進課長】

先日も、市長会、町村会において、現状を報告したところである。

【吉井座長】

今後のスケジュールを確認したい。

【行政改革推進課長】

各委員の意見は、一週間を目安に、気が付いた点をいただきたい。3週間後くらいには、委員に確認いただきたい。

【吉井座長】

3月下旬に最終的に公表で良いか。

【行政改革推進課長】

その通りである。

【紅谷委員】

10月25日の大雨については、11名亡くなった災害に対する県民に対しての説明責任として、これで十分とは思えない。避難に関しても出すのは市町村ではあるが、防災危機管理部と県土整備部で連携しながら、土砂災害警戒の未指定地域があるのであれば、危険な地域であるということに住民に伝えて、ここ数年はソフト対策で乗り切るしかないので、進めてほしい。

被害の実態、土砂災害指定、ハザードマップ、住民の避難であるとか、項目については、外さず書いてほしい。